平成31年3月定例会

まちづくり常任委員会会議録

		,	ま 	5-	ゔ゙゙゙゙゙	<	り常	任	委員	員会:	会記	義:	録		
招	集	月	日	平成		1年3	3月4日	(月)							
会	議	場	所	市得	於所	5 階	当 理事	者控室	<u> </u>						
開	会	日	曲	平成	文3 1	1年3	3月4日	(月)	午前	9時00	分分				
散	会	日	時	平成		1年3	3月4日	(月)	午後	4時40	6分				
委	ļ		長	坂	本	国	広								
委	員会出	出席委	員												
委			長	坂	本	国	広								
副	委	員	長	加	藤	英	樹								
委			員	阿橋	部本	愼	也稔	秋	谷	修	頓	所	澄	江	
委」	員会を	て席委	員												
議			長												
委	員 夕	卜 議	員	なし	/										
傍	賄	艺	者	なし	_										

議題

戒 超		
議案番号	議 題 名	審査結果
第12号	鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	原案可決
第13号	鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及 び鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業施行規程 の一部を改正する条例	原案可決
第14号	市道の路線の廃止について	原案可決
第15号	市道の路線の認定について	原案可決
第16号	鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
第17号	鴻巣市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改 正する条例	原案可決
第18号	鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例	原案可決
第22号	平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員 会に付託された部分	原案可決
第24号	平成30年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第26号	平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
第27号	平成30年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第28号	平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託され た部分	原案可決
第30号	平成31年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第32号	平成31年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決

第33号	平成31年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第35号	平成31年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第36号	平成31年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(都市整備部)

都市整備部長	田	島		史
都市整備部副部長	大	塚	泰	史
都市整備部副部長	高	橋	英	樹
都市計画課長	島	村	信	行
都市計画課副参事	堀		岳	夫
建築課長	関	П	敬	_
建築課副参事	大	島	和	之
都市整備部参事兼市街地整備課長	清	水	千	之
市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長	中	越	好	康

(建設部)

建設部長	加	藤		薫
建設部副部長	村	田	弘	_
建設部副部長	清	水		洋
道路課長	原	П		正
道路課副参事	武	田	昌	行
道路課副参事	大	堀	勝	彦
工事課長	中	根	治	人
工事課副参事	五	上嵐		剛
下水道課長	矢	部	正	樹

 建設部参事兼水道課長
 三 村 正

 水道課副参事
 原 口 均

 吹上支所長
 吉 田 憲 司

 川里支所長
 春 山 一 雄

 書記
 小野田 直 人

 書記
 中 島 達 也

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。頓所澄江委員と橋本稔委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本 委 員 会 に 付 託 さ れ ま し た 案 件 は 、 議 案 第 12 号 鴻 巣 市 地 区 計 画 区 域 内 における建築物の制限に関する条例、議案第13号 鴻巣都市計画事業原 馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及び鴻巣都市計画事業広田中央 特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例、議案第14号 道の路線の廃止について、議案第15号 市道の路線の認定について、議 案第16号 鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例、議案第17号 鴻巣 市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例、議 案 第 18号 鴻 巣 市 上 水 道 給 水 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 、 議 案 第 19 号 鴻巣市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改 正 す る 条 例 、議 案 第 22号 平 成 30年 度 鴻 巣 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号) のうち本委員会に付託された部分、議案第24号 平成30年度鴻巣市農業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 、 議 案 第 26 号 平 成 30年 度 鴻 巣 都 市 計 画 事 業 北 新 宿 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)、議案第27号 平成30年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画 整 理 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 、 議 案 第 28 号 平 成 31年 度 鴻 巣 市 一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第30号 平成31年 度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算、議案第32号 平成31年度鴻巣 都 市 計 画 事 業 北 新 宿 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 予 算 、 議 案 第 3 3 号 平成31年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予 算 、 議 案 第 3 5 号 平 成 3 1 年 度 鴻 巣 市 水 道 事 業 会 計 予 算 、 議 案 第 3 6 号 平 成31年度鴻巣市下水道事業会計予算の議案18件であります。

これらを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めます。なお、議案第16号から議案第18号については、関連がありますので、一括して審査を行い

ます。なお、本日は雨天のため、議案第14号及び15号は、2日目の議題といたします。

議案第28号の平成31年度一般会計予算については、議案第33号の次の議題とし、歳入、歳出を一括して審査を行い、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第22号及び第28号については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いします。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第12号 鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について、執行部の説明を求めます。

(建築課長) それでは、議案第12号 鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について説明させていただきます。

これは、建築基準法の改正に伴い、容積率や建蔽率の合理化や条例の規定に違反した場合の罰金の上限の改正等を行うものです。また、地区計画を制定するたびに制限等の表を加えてきたため、表記が統一されていない部分があることなどから、文言の整理を行います。今回の改正は、建築基準法の改正に伴うものと文言の整理のみで、地区計画区域の追加や制限の見直しはありません。また、改正箇所が条例の全体に及ぶことから、全部改正としております。

具体的な改正箇所ですが、まず建築基準法の改正に伴う主なものとしましては、条例第6条に第3項から第6項を加えることで、防火地域や準防火地域に耐火建築物等を建築する際の建蔽率を建築基準法の規定と同様に合理化します。従前は防火地域内の耐火建築物は建蔽率が緩和されていましたが、これに加え、準防火地域内の耐火建築物、準耐火建築物も建蔽率の緩和が受けられるようになります。また、市町村の条例に違反した場合の罰金の上限が50万円以下とされていることから、条例第14条の罰金の金額を20万円以下から50万円以下に改正します。

次に、文言の整理の主なものとしましては、別表第2の北新宿地区や広田中央地区等の建築物の敷地面積の最低限度において、それぞれの地区に同様の適用除外の規定があることから、これをまとめて第7条に第2項と第3項を追加します。また、別表第2の壁面の位置の制限において、地区によって統一されていない表記を、建築物の外壁等から、道路境界線及び敷地境界線までの距離は1メートル以上とするなどに整理します。

条例の施行期日につきましては、罰金の上限の改正を含むことから、周 知期間を設け、7月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 (委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 1点、2点、ちょっと質問させていただきます。これ本会議でも質問があるときに、今まで違反したものはないということだったのですけれども、これは国の基準が変わったからということで、ちょっと再度お伺いしたいと思うのですけれども、基準が変わったから条例も変えたということでしょうか。

(建築課長) そうです。国の建築基準法の改正に伴って、それに合わせるように今回の条例を改正したというのと、あともう一つが文言の整理ということになっております。

(橋本) あと、延焼防止性能というのは、具体的にどういったものなのですか。 容積率を緩和したということなのでしょうか。

(建築課長)建蔽率を改正したということなのですが、今までは防火地域内の耐火建築物についてだけ建蔽率の緩和があったのです。これが、今度建築基準法の改正で防火地域と準防火地域内についても耐火建築物または準耐火建築物を建築した場合には建蔽率が10%上積みされると。ですから、今まで60%のところでしたらば、準耐火建築物をつくることによって70%の建蔽率まで建てられるということに改正して、それに合わせて本条例もその規定を盛り込んでおります。

(頓所) 建蔽率の緩和と文言の整理ということなのですけれども、建蔽

率が上がるということ、建築のことよくわからないのですけれども、上がるということは、その土地に対してもう少し広く建つことができるということですよね。建蔽率が上がることによって、何か建てる側としてのメリットとか、そういうのはあるのですか。

(建築課長)建蔽率というのは、敷地面識に対する建築面積、言ってみれば上から見たとき、大体の場合は1階の面積の割合ということになるのですが、これが大きくなれば、その分2階、3階に積み上げた場合には全体の床面積が大きくなりますから、同じ敷地でも延べ床面積の大きき建築物がつくれるという、そういうメリットがあります。

(頓所)逆にデメリットみたいなのというのはあるのですか。

(建築課長)建蔽率が大きくなるということは、それだけ建物が密集してくるということですから、お隣の建物との間が狭くなったりですとか、 そういったようなデメリットはあります。

(阿部) 先ほど罰金が20万円から50万円に引き上げられると。その罰金を支払った後、違反については取り壊すとかそういったことをしなければいけなくなるのかな。

(建築課長) それは、その違反の程度よると思うのですが、基本的にはまず罰金になる前に、建築課のほうで指導を行います。直すようにというふうなことで指導を行って、それに従っていただけない場合にはそういった法的な手続に移るということで、罰金を課したりですとか、あと極めてひどい場合には、最後は行政代執行といって、行政のほうで建物を取り壊して、その費用を建築主等に請求するというようなところまでは最大では行くこともあると思います。

(阿部)かつてそういう例はありましたか。

(建築課長)鴻巣市内においては、この罰金を課したり、あと地区計画の中で、罰金の前に勧告というのがあるのですが、この勧告をしたケースもありません。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第12号 鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及び鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 議案第13号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及び鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、広田3141番の1において行っている原馬室・滝馬室土地区画整理事業及び広田中央特定土地区画整理事業に関する事務について、一定の事業進捗が図られていることから、その事務所を北新宿第二土地区画整理事務所と統合し、事業のより効率的かつ円滑な進捗を図るため、条例中の事務所の所在地を吹上富士見1丁目1番1号に改めるものです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 2点ほど。この原馬室・滝馬室土地区画整理事業って、もうほぼ終結はしていると思うのですけれども、この事務整理とか、まだそう

いった残務整理みたいなのがまだあるのか、またそれはいつまで続けるのかと、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)原馬室・滝馬室につきましては、現在清算業務を行っておりまして、10年間還付で、また分割で払っていただくような形でお願いされている方がいらっしゃいまして、そちらが終わるまでの間、事務を行っております。 以上です。

(橋本)では、具体的にあと何年ぐらいで終わりなのですか。それって かなりの事務作業があるのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)残り8年ぐらいまだ残っている方がおりまして、そちらの方が終わり次第完了という形になります。

(橋本)この区域内に、本会議でも言われましたけれども、公園があるのですけれども、これも私も随分前から、いつオープンするのというような問い合わせをしているのですけれども、一体いつできるのでしょうか。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

(都市計画課長) 6個目の公園といいますか、まだ名前はついていないのですけれども、6個目の公園がございます。こちらのほうにつきましては、今後北新宿であるとか、今年度、来年度31年度、広田中央特定区画整理事業の公園も整備しますけれども、順次整備をしていきたいと思います。

(橋本)31年度に遊具等が置かれるということで考えてよろしいでしょうか。

(都市計画課長) 31年度につきましては、広田特定区画整理事業の公園をやるということで、32年以降です。具体的にはまだ。

(橋本) 当初は、これいつオープンする予定で組んでいたのですか。地元の方から一体いつできるのだと、ずっと黒いシートがかぶっていて、もうそれで三、四年たっていると思うのですけれども、当初はいつオープンする予定だったのでしょうか。

(都市計画課長) 具体的に計画という年次計画自体は31年ぐらいからと

いうふうにはちょっと思ってはいたのですけれども、ちょっと予算の関係もございまして、ちょっと来年、32年度以降になる予定です。

(秋谷) 原滝の関係者の方とか、あと広田中央の関係者の方が、例えば 事務所を訪ねるというか、事務所に何かしら仕事というのか、提出する 書類だとか、そういったものはもうほとんどないという理解でいいので すか。遠くなってしまうから。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)原滝に関しましては、今のところ問い合わせで来るというよりは、どちらかというとこちらから清算金のお支払いをという通知を出す程度の話がありまして、ほとんど原滝については地権者からの問い合わせというのはないのですけれども、広田に関しましては、まだ申請、仮換地証明だとか、底地証明とか、建物を建てるときの76条の申請だとかというような申請はまだございます。ただ、数的にいいますと、北新宿に比べて大体3分の1ぐらいで、今現在で84件ぐらいの方が出てきているような形になっています。大体地権者から出てくるというよりは、業者さんのほうがそれを請け負って申請を出してくるような形ですので、地権者の方からの問い合わせというのは1年間で10件あるかないかぐらいな形のものですし、当然事業として工事を進めておりますので、そういった意味では現地のほうに職員も行っておりますし、仮に支所のほうに話があれば、うちのほうから出向いたりというような形での対応はさせていただこうかなというふうには考えております。

(秋谷) その姿勢は別に、大変すばらしいと思うのだけれども、よくよく今の世の中は仕事の効率性であるとか、働き方改革だとか、個々人に係る労力の問題とかいろいろ言われるのだけれども、例えばまとめることによって、業務効率は向上するのかもしれないけれども、一々現地に来る時間であるとか、そういった部分については余計なものがかかってしまうではないですか。そのあたりのバランスってどう思われますか。(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)現在向こうの職員が3人でやっているのですけれども、なかなか工事なんかのチェックだと

か、そういった部分というのがもっと人数多い中で精査していったほう

が、もう少し効率的にできるような部分だったりとかがあったりするものですから、そういった部分を今回は優先させていただいて、当然を設けていたがいて、当然を関く際には、向こうの支所のところを使われていたがいて、審議委員なんかもそこで話し合いを設けさせていたりとかというふうには考えているのですけれども、工事に関してでより、確かに行ったり来たりの数が今までのよりはふえてしまうのですけれども、今後は工事がだんだと少なくなっている。32年を目指してはいるのですけれども、前にもお話しした1軒の方がいらっしゃるので、その辺はまだ先に考えていかなくてはいわらったがいらっしゃるので、その辺はまだ先に考えていかなくてはいかないのですけれども、それ以外のところについてはそれをめどに終わらまではような形で考えております。

(秋谷)では最後に、あと1つだけ聞いておくのが、今審議会をまだ開かなければならない事情があるようだけれども、広田の方々も吹上に行かなければならないわけだよね、そう考えると。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)審議会ということでは、吹上ではなくて、川里の支所で開かせていただくような形を考えています。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

北新宿事務所長、ヒロダと読ませると思うのですが、どちらですか。ヒロダだと思うのですけれども。北新宿事務所長が間違っていては困ります。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)申しわけありませんでした。

(委員長) それでは、質疑はないですね。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第13号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程及び鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、議案第17号及び議案第18号について、執行部の説明 を求めます。

(下水道課長) それでは、議案第16号から説明させていただきます。鴻 巣市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

本条例につきましては、平成28年11月の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の成立に伴い、平成31年10月1日より消費税及び消費税を合わせた税率が改定されることから、鴻巣市下水道条例の一部を改正するものです。

改正の概要につきましてご説明いたします。第25条第1項は、下水道使用料に係る税率を8%から10%に改めるものです。次に、附則第1項において施行期日、附則第2項において経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第17号 鴻巣市農業集落排水処理施設の設置及び管理

条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本条例につきましても、議案第16号の改正と同様の理由により、鴻巣市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正するものです。

改正の概要につきましてご説明いたします。第14条第1項は、農業集落排水処理施設の使用料に係る税率を8%から10%に改めるものです。次に、附則第1項において施行期日、附則第2項において経過措置を定めるものです。

以上でございます。

(建設部参事兼水道課長)続きまして、議案第18号 鴻巣市上水道給水 条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本条例は、先ほど説明のありました議案第16号、第17号と同様で、平成31年10月1日から消費税の税率が8%から10%に引き上げられることから、鴻巣市上水道給水条例第8条第1項の加入金、第12条第1項及び第2項の管理者が施工する給水装置工事の工事費並びに第27条の水道料金、これらに係る消費税率を100分の108から100分の110に改めるものでございます。なお、附則におきましても同様に経過措置を規定させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いい たします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本)基本的なことをお伺いしますけれども、10月1日から変わるということは、例えば水道料金とか下水道料金が9月30日までに使われたものが当然支払いが10月以降になるわけですよね。そうすると、そこで10%になるのでしょうか。

(建設部参事兼水道課長)委員さんのご質問でございますが、その辺がありましたので、経過措置という形で今回載せさせていただいております。上下水道の料金につきましては、2カ月に1回の検針ということになりますので、例えばですけれども、8月の初めに検針した、次は10月の初めごろの検針になります。そうしますと、使ったのが10月1日をま

たぐような形になります。また、9月の検針では、次は11月の検針ということになりますので、やはり10月1日というのをまたぐ形になるのですけれども、厳密に言えば10月1日の午前零時をもって変わるという考えであれば、その時点での検針というのは不可能だというところで、その2回分、そのために11月30日までの検針分につきましては従来の8%を使いますというような経過措置を今回定めさせていただいております。

以上です。

(橋本) 例えば下水道とか水道工事の契約を先にして、後から支払う場合も同じように8%になるということなのですか。

(休憩お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時31分)

 \Diamond

(開議 午前9時31分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

(建設部参事兼水道課長)契約の関係でございますが、例えば4月とか5月に契約をして、お支払いが9月30日までであれば8%の課税、それ以降のお支払いになる場合には10%ということになります。

(秋谷)この消費税の2%の増額と言ったらいいのか、改正で、各事業会計に出る影響というのは何もないのでしょうか。

(下水道課長)下水道会計におきましては、お客様からもらう消費税分よりも、来年度は工事によって支払う消費税がふえると予想されていますので、納付というよりは還付の方向になるのかなというふうに考えております。

(建設部参事兼水道課長)水道事業会計におきましては、今予算で考えているのは、8カ月分を8%、4カ月分を10%で料金収入のほうは考えております。そのときに、料金収入の中の消費税の増分というのは約1,200万円ぐらいふえるのかなというふうには思っておりますが、先ほど下水道課長も話ししましたが、入と出の関係で、支払いのほうが多いよ

うな形になれば、当然のことながら納める消費税というのも少なくなりますので、その辺はやはり水道事業のほうも、実際には1,200万程度の料金収入分の消費税が上がったとしても、支払いのほうがやはりありますので、支払いのほうの消費税のほうが幾らか多くなるのかなというふうには思っております。

(阿部)本当に漠然とした質問なのだけれども、この消費税10%は10月 1日ということになっているのだけれども、他のやはり料金についても、 10月1日以前にしかるべき状況が生じたときは、たしか10%に引き上げ ることも先送りにするような話は当然前にあったのだけれども、それと 同じような扱いになるのかな、どうなのだろう。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時34分)

 \Diamond

(開議 午前9時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(建設部参事兼水道課長)やはり国のほうで何かしらのことがあって、消費税の引き上げ時期が延びるということであれば、水道事業、下水道事業もそうだと思いますが、現行の8%でいくと。その場合には、9月議会になるのかちょっとわかりませんけれども、その時点でまた条例等の改正という形になると思います。

(阿部) 国が8%を守っているのに、水道料金、下水道料金だけ10%にするはずがないやな。かなり漠然とした質問でした。申しわけない。 以上。

(加藤)では、私も1問だけお聞かせください。経過措置によって工夫をすることで、事務がきちんとできていくことになろうかと思っているのですけれども、今回のこの経過措置につきましては、ほぼほぼ全国的にも各自治体はこのような方法でやっていくということでしょうか。

(建設部参事兼水道課長) おっしゃるとおりです。地方公営企業法の関係で通知等が来ておりまして、電気とかもそうなのですけれども、水道事業についてはこういう形で経過措置で対応してくださいというような

通知が来ております。

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第16号 鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例について、 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鴻巣市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の 一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の 挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 鴻巣市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(建設部参事兼水道課長)議案第19号 鴻巣市水道布設工事監督者及び 水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明 いたします。

これは、学校教育法の改正により、平成31年4月1日から専門職大学の制度が新たに設けられ、これに伴う水道法令関係の改正も行われることから、本市条例におきましても改正し、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程を修了したものに関する規定を加えるものでございます。

変更箇所につきましては、第2条第2号中、「沈殿池」を「ちん殿池」 に、第3条第1号中の「又は」を「、又は」に改め、同条第3号中の「短 期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む)」を、「卒 業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修 了した後)」を加え、同条第5号中、「による」を「に基づく」に、「ま たは」を「、又は」に改め、同条第7号中の「又は水道管渠」を削るも のでございます。また、第4条第2号中の「卒業した後」の次に「(学 校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、 「 同 条 第 3 号 に 規 定 す る 学 校 を 卒 業 し た 者 」 の 次 に 「 (同 法 に よ る 専 門 職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同条第3号中「工 学」を「、工学」に改め、「修めて卒業した」の次に「(当該学科目を 修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において 「専門職大学前期課程」という)を修了した場合を含む)」を加え、「同 条第1号に規定する学校を卒業した者」を「同条第1号に規定する学校 の卒業者」に、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第 3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次 号 に お い て 同 じ) 」 に 、 「 同 条 第 4 号 に 規 定 す る 学 校 を 卒 業 し た 者 」 を 「同条第4号に規定する学校の卒業者」に改めるものでございます。な お、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。 以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い

(委員長)以上で説明が終わりました。

します。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) ちょっと本会議でも多分質問あったと思うのですけれども、専

門職大学の水道技術管理者とか、そういったところがこれから、今まだ専門職大学がないというふうに聞いたのですけれども、これから予定されていたりなんかする、そういう専門職大学はあるのでしょうか。

(建設部参事兼水道課長)今現在、2019年度、2020年度におきましては、調べた中では水道に関する、土木に関する学校の改正、開校というのはちょっと見当たらないところでございます。ただ、今後土木系、水道系とか、そういったものの専門職大学というのはできてくるのではないかという予想はあるようでございます。

(橋本) 今は4年制の大学の土木科とか、あとは短大の方だと思うのですけれども、今の本市にも水道技術管理者とか、そういった方は何人かいらっしゃるということでしょうか。

(建設部参事兼水道課長)水道技術管理者、現在の水道課では私のほうが水道技術管理者のほうをやらせていただいております。また、布設工事監督者につきましては、原口副参事のほうが今布設工事監督者で、そのほかに経験年数等であと1名、自分を含めて布設工事監督者のほうというのは3名置けるようにはなっておりますが、現時点では、申しわけありません、今年度の4月1日においては原口副参事のほうを布設工事監督者という形で選任させていただいております。

(頓所) 今お答えになったのですけれども、水道技術管理者とか布設工事管理者の資格要件というのですか、それをちょっと教えていただければと思います。

(建設部参事兼水道課長)大学卒業後、例えば土木の大学を卒業して、水道の経験が何年たてばいいです。短期大学、それから専門学校を出てきたら、水道の経験何年、高校を卒業してきたら何年、最終的には水道の、一般のということはないのですけれども、大学を出てきた方、高校なりを出てきた方というのは、水道に10年以上経験があれば布設工事監督者なり水道技術管理者になれるという資格というのですか、要件は満たすような形になっております。各大学出てきたとかというのは、申しわけありません、ちょっと手元に資料がなくて申しわけないのですけれども、ある程度大学を出てきて、高校を出てきて、水道の経験を何年と

いうふうに積まなければ、すぐに布設工事監督者、技術管理者というものになることはできないということになっております。

(頓所) そうすると、今回の専門職大学という、前期課程を含むと、この同等するのが短期大学ということなのですか、4年制の大学と相当するということなのですか、どっち。専門職大学のこの今新しく改正された、卒業されると。

(建設部参事兼水道課長)大学卒業等という扱いになります。

(加藤) 私からも聞きます。先ほど大卒うん年というような話がございました。市の人材育成の視点でいうと、今大卒だと何年かなというのがちょっと今手元ではわからないということだったのですけれども、市の人事の部門のほうでもこういったものを把握しておくことによって、育成という観点で、資格をこの人も持っているし、この人も持っているというふうにつながると思うので、ここまずは通算なのか、連続うん年なのかというところがわかれば。後で、もし大卒だったら何年というのがわかれば教えていただきたいと思います。

(建設部参事兼水道課長) 通算になります。

(阿部)これさっき経験者が資格を有するという話だったのだけれども、 経験者がみんな退職してしまって、そこで空白期間というのは発生しな いのかな。

(建設部参事兼水道課長)可能性としてはないとは言えないのですけれども、今のところの人事の中では空白になった期間というのはございません。また、人事異動の際というか、職員課とも話をさせていただいた中で、水道のほうはこういった布設工事管理者、技術管理者というのは水道法でも置かなければならないというふうに決まっておりまして、布設工事監督者にしても同様なのですけれども、こういう形で置かなくてはならないので、それなりの経験のある方、また短いスパンでの人事異動は避けてくれというのは毎年職員課のほうには要望させていただいております。

(阿部)この条例には猶予というのはないのだ。猶予期間。

(建設部参事兼水道課長)水道法には技術管理者なり置かなければならないというふうにありますので、毎年4月1日の日には選任して届けております。

(阿部) この最初のほうの「沈殿池」を「ちん殿池」に改める、何ら問題ないと思うのだけれども、何で改めなければならないのかな。

そして、もう一点は「または」に「、または」、これやっぱり文言上の 不備があったからということなのかな。

(建設部参事兼水道課長)初めのこの沈殿池の関係なのですけれども、この条例の中でも「卒業した者」と「卒業者」という言い回し等もあるのですが、基本的には意味は同じでございます。上位法である水道法、また水道法の施行令、施行規則といったものが法律であるとか政令、省令であるといったところで、それぞれ読み方とか書き方というのが関係……省令であれば厚生労働省で決めて命令を出す、政令とかですと内閣ですとか、法律では国会でとかというふうに、横のつながりで調整できるものと省の中で決められてしまうものというのがあって、そこで文言の言い方というのが変わってしまっているというのがございます。

今回のこの種のほうの条例に関しましては、一番は読みやすいというところ、わかりやすいという観点で、「卒業した者」を「卒業者」、「沈殿池」の「沈」という字を平仮名にしたというものでございます。また、「、または」についても読みやすさ、区切りとかというところから点を入れさせていただいております。

(阿部) これ逆に平仮名で「ちん殿池」、それよりも漢字使ったほうが意味がよくわかるのではないかなという気がするのだけれども、どうなのだろう。だって、ただの「ちん」では、いろんなちんを想像してしまうではないか。この沈殿池の沈は沈むという字だから、大方想像がつくわけだ。だから、何ゆえ変えなければならないのかなと思って。これは、三村さんの見解ではしゃべれないのだろうと思うけれども。たかが沈なのだけれども、やっぱりこっちには漢字には意味があるのだ。平仮名では意味がわからない。その辺についてはどうなのだろう。

(建設部参事兼水道課長)実際のところ、水道法内では沈殿池というの

は全て漢字で書かれていたり、沈という字が漢字であったり、全部平仮名で「ちんでん」で、池というだけ漢字というようなところもあるのですけれども、水道課のほうの判断とさせていただければ、全部平仮名のほうが読みやすい、わかりやすいのではないかということで、今回平仮名で「ちん殿」という形で使わせていただきました。

(阿部)よく国会なんかで改ざんなんて、あの「竄」の字は難しいのだ。 だから平仮名にしているけれども、大枠で改ざんの改は改めるという字 で、改ざんと想像がつくだろうと思うのだけれども、あれ漢字使わなく ても。だけれども、この「ちん殿池」のちんは、俺「沈」のほうがいい のではないかなと思うのだけれども。そのほうがわかりやすいような気 がするのだ。これは私の見解だけれども。

では、以上でいいです。

(委員長) 答弁はいいですね。

(阿部) はい。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 鴻巣市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算 (第5号) のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(頓所) それでは、まず 7 ページの繰越明許費の補正のことなのですけれども、上から 3 番目の道路の拡幅 3 カ所で、今年度できなかったので繰り越しというので、来年度はやっていける、どのくらいで終わるのか、3 カ所、予定でよろしいのですけれども。

(道路課副参事) ただいまの質問のありました事業、市街化編入に伴う地区施設道路整備事業になります。今年度実施しておりますのが市道B — 363号線、こちらの拡幅、それと市道 C — 225号線、こちらの拡幅、及び市道 B — 16号線、こちらの 3 カ所につきまして用地買収を進めております。今年度拡幅のほうの事業のほうで、係る地権者さんと交渉を重ねておりましたが、残念ながらできない判断をさせていただいたところです。次年度に改めて交渉を進めさせていただきまして、事業進捗を図っていきたいというふうに考えております。

(頓所) 最初言った国道17号の八幡田のほうは随分進んでいる……

(何事か声あり)

(頓所) 3カ所ありましたよね。17号と、それから……

(訂正いたしますの声あり)

(道路課副参事)済みません。訂正させてください。

地区施設ではなく、生活道路のほうだというふうにちょっと……

(何事か声あり)

(道路課副参事)道路改良事業……この3点、当初説明しました八幡田交差点の関係、それと2カ所目の人形4丁目の関係、それと3点目の松原2丁目原馬室、市道B-360号線の関係です。この3点につきまして繰越明許をさせていただきまして、事業のほうを完了させる見込みでございます。

(来年度の声あり)

(道路課副参事)はい。年度というか、31年度事業化。

(頓所)29ページの市街化編入に伴う地区施設道路整備事業のところで、今年度は買収ができない。17項のところの17番、というのか、今年度買収ができないということなのですけれども、買収ができないところは何件ぐらいあって。交渉状況をちょっと聞きたいのですけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時149

 \Diamond

(開議 午前10時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(建設部参事兼水道課長) 先ほどの布設工事監督者、水道技術管理者の ご質問の中で、経験年数のご質問のほうが副委員長さんのほうから出て おりましたので、それに対してましてお答えさせていただきます。

まず、布設工事監督者でございますが、学校教育法による大学の土木工学科、もしくはこれに相当する課程において衛生工学もしくは水道工学に関する学科を修めて卒業した場合には、2年以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験となっております。また、学校教育法に大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者に関しましては、3年以上の技術上の水道の実務経験となってございます。また、短期大学もしくは高等専門学校につきましては5年以上、また高等学校もしくは中等教育学校につきましては5年以上、また高等学校もしくは中等教育学校につきましては7年以上、それとあとは技術士法による2次試験のうち浄水場部門に合格した者につきましては1年以上、またそのほかでは10年以上の水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験というふうになっております。

また、今度は水道技術管理者でございますが、まず布設工事監督者に必要なまず資格を有する者というのがございまして、そのほかにやはり土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学、こういったものにつきましては6年以上(P29「4年」に発言訂正)でございます。それ

と、そのほかに外国語学校等で卒業した者につきましては、それと日本の大学、学校教育法における大学等の卒業と同等といったものは、それぞれやはり同じようなもの、年数となってございます。また、厚生大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習というのを修了した者でも結構ですし、やはり水道の布設工事監督者と同様に10年以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験といったものもございます。以上です。

(道路課副参事) 頓所委員の質問のほうにお答えします。

地区施設道路、こちらのほうで減額となった件数はというご質問に対して、市道 B -363号線、こちらで 1 件、市道 C -225号線、こちらで 2 件、合計 3 件となります。

以上です。

(頓所)次の市街地整備課の市街地再開発基金積立金、今年度1,699万円を積み立てるということなのですが、この積み立てた結果、総合計、今の基金の、これ積み立てて幾らになるのかお伺いします。

(都市整備部参事兼市街地整備課長)市街地開発基金の積立金の状況でございますが、今年度、見込みとしまして2,729万9,103円の見込み額で、当初が1億31万円でしたので、今回の補正1,699万円となります。

(何事か声あり)

(都市整備部参事兼市街地整備課長)失礼しました。当初が1,031万円です。3月補正が1,699万円。それで、補正後の見込み額、補正後の残高の見込み額なのですけれども、4億9,260万1,160円となる見込みでございます。

(頓所) そうすると、この基金の主な使い道というか、どういったもの に使うのか。

(都市整備部参事兼市街地整備課長)現在は条例で鴻巣市市街地開発基金条例ということで、主に市街地再開発、区画整理等に充てているものなのですけれども、今回の議会でこの条例を廃止して、来年度から鴻巣市公共施設等整備基金条例に変更になる予定でございます。 以上です。 (頓所)続きまして、三谷橋一大間線の整備事業の中で、ご説明だと他の工事ができないから減額補正したという説明がありました。具体的に他の工事ができない、おくれているというのか、できていない、その状況をちょっと教えていただきたいのですが。

(道路課副参事)他の工事とございますけれども、実際には用地買収、 こちらについてもおくれが生じております。それによって、ライフラインであります上下水、ガス、こういったものにつきまして、工事の実施が見込めないということになりますので、よろしくお願いします。

(頓所)続きまして、既設公園施設・遊具改修事業の中で1,200万円の減額なのですけれども、安くなるということはいいことなのですけれども

(委員長) 何ページかを教えてください。

(頓所)済みません。29ページ、その下です。29ページのその下、既設公園施設・遊具改修事業、上谷公園のサッカー場の芝生の入れかえというふうに聞いたのですけれども、その1,200万円減額補正、安くなったということですが、最初の見積もりと、これたしか入札でしたか、入札のそもそもの金額が、どんな状況でこういうふうに安くなったのか。入札のとき、そもそも金額が高かったのか。

(都市計画課長)お答えいたします。

こちらの既設公園施設・遊具改修事業ということで、通常の一般の公園の遊具改修とかも含まれている大枠の予算がございまして、当初こちらのサッカー場のほうにつきましては1億5,000万円ぐらい、見積もり等いろいろとりまして、そういうふうに見込んでおりました。こちらのほうが実際のところ1億2,901万4,640円ということで、約2,000万円弱の残が出ました。それから、その後、前阿部委員さんのほうからいろいるご指摘のありました剥がした人工芝の関係について再利用ということで、上谷総合公園の大型遊具のほうに一部伏せ直しております。それであるとか、鴻巣公園のウオーキングロードとか、それもちょっと補修が急にできてしまいまして、あとものづくり大学さんのほうからあずまやを寄贈していただくということが決まりまして、それの運搬費用と設置費用と

いうのが、そういうもろもろの金額のほうを、この金額から有効利用させていただいて、その残りが1,200万円ということで、純然たる上谷総合公園の人工芝の残ではございません。

(頓所)安かろう悪かろうでは困るかなと思って聞きました。大丈夫です。以上です。

(橋本) 7ページの繰越明許費の土木橋梁費、道路改良事業と、下にも、その下の市街化に伴う地区施設道路にも係ると思うのですけれども、分家通り、B-363号ですか、これがもう随分前からやっているのですけれども、これが今回も交渉がうまくいっていなかったからおくれたと、これもそうですよね。その大きな理由は、やっぱりお金なのか、それとも代替地とか、そういうものなのか、代替地というか、セットバックだと思うのですけれども、その大きな要因というのは何だったのでしょう。

(道路課副参事)B-363号線、こちらがおくれていた原因となりますが、金銭的なものもないとは言えないと思います。ただし、隣接する相手方がなかなか病気がちな方とかいらっしゃいまして、相手方の関係もございました。実際のところ、B-363号線につきましては、現在のところ左岸の取りついたところから県道までの部分について、現在全ての契約を終わっている状況となっています。

(橋本) そうすると31年度のいつごろ、これは拡幅が完了するのでしょうか。ちょっと今スーパーができて大変な渋滞とか、それから危険な状態になっているので、一日でも早く完成していただきたいのですけれども、これは一体いつごろの予定をしているのでしょうか。

(道路課副参事)既に左岸の、先ほど申し上げました取りつきのところより県道側について、工事のほうを発注させていただきました。現在左岸の取りつきのところから10メーター程度のところ、こちらのところにつきましては4月、繰り越しを承認いただきましてから4月上旬の施工ができるように調整をしております。

なお、その先、100メーター程度行った先になりますけれども、そちらの ところの側溝につきましては、電柱がどき次第現地のほうに入りまして、 現在の予定では7月末までに完成できればと計画しております。 (橋本) ちょっとそれが終わった時点でグリーンベルトとか子どもたち の安全に対する施策をするということでよろしいのでしょうか。

(道路課副参事) 拡幅の工事のほうが完了して、まだ下水道工事も一部 残っていますので、そちらも完了したらグリーンベルトのほうは計画し ていきたいというふうに考えております。

(橋本) あと、とりあえず19ページのゾーン30の整備事業というのがあるのですけれども、もう一度、これ場所は、場所先ほども聞いた。場所はどこなのか、もう一度教えて……

(何事か声あり)

(橋本)資料で……ひばり野でした。これ、以前に質問をしたときに、 もうとりあえず予定はないと言われたのですけれども、これやっぱり国 とか県の意向でゾーン30というのは指定されたということなのですか。

(道路課副参事) ゾーン30の事業に関しましては、警察のほうで場所のほうを選定して、5年のスパンで実施しております。現在29年度から33年度の5年間ということで、鴻巣市においては今年度実施した宮地地区、それから来年度がひばり野中央地区で、32年度になりますが、吹上富士見という3カ年度で予定をしております。

(橋本)これ基本的には警察が指定すると。例えば国道と国道の間に挟まれているとか、そういういろんな条件があったと覚えているのですけれども、例えば地元の私の馬室小とか、松原小とか、そういう小学校の近くがそうしてくれということは、市から要望してもできないということですよね。

(道路課副参事)場所につきましては、基本的に生活道路の交通事故対策ということで行っておりますので、住宅地をメーンに候補地として市のほうで挙げまして、警察のほうで場所のほうの選定をしております。

(橋本)吹上でとりあえず終了というか、今考えているのはそこで終わ りということなのですか。

(道路課副参事)現在の33年度までの計画ですと、吹上富士見で鴻巣の場合は終わりという形になります。

(橋本) あと、その下のコミュニティーバス運営補助金、これ交付金で

すか、これバス停のおりたところにこういう出っ張りでしたか、何か道路の境界線みたいな、これを撤去ということですけれども、これ11カ所、これで全てフラワー号のバス停のところは撤去されると考えておいていいのでしょうか。

(道路課副参事)新しい本年4月から新運行となりますフラワー号の新規バス停、15カ所ございます。15カ所で、上り下りというか、反対車線もありますので、全部で30カ所ありまして、そのうちの11カ所において歩車道境界ブロックが支障になりますので、撤去、切り下げのほうを実施いたします。これあくまでも新規の部分に関してですので、既存についてはそのまま使わせていただくという形になります。

(橋本)これ既存は、以前市民相談受けたのですけれども、ちょうどそこのうちの近くの富士見保育所というバス停のところ、ちょうどそこのバス停のところが境界線がちょうど置いてある、そこにバス停があるのですけれども、そういったところの既存のところの改善はしないのでしょうか。

(道路課副参事) 今回は、新規の部分について警察の協議の中で指摘が ございまして、切り下げ工事を実施いたします。既存の部分につきまし ては、もし足の不自由な方とかがいて、よく使うと、支障になると、そ ういった要望がございましたら、現地のほうを確認して、対応したいと 思います。

(橋本)足の不自由な人がそこでおりろと言われて困った、怒っていたのですけれども、そこを見に行ったら、確かにバス停のところにバスがとまったら、ちょうどおりるところにそれが、ちょうどその出っ張りがあるのです。それを多分今までの方はちょっとずらしてバスの運転手さんはとめていたのだと思うのですけれども、そういうのはやっぱりこれからも改善できないのかと、それだけお伺いいたします。

(道路課副参事) 現地のほうを確認させていただきまして、バス会社と 調整をしてまいりたいと思います。

(阿部) 29ページの公園遊具改修事業というのだけれども、この公園遊具というのは耐用年数とかというのは当然あるのかな。

(都市計画課長) 昔は確かに金属製であったりとかでありましたが、今はFRPとかという各社それぞれ出しておりますので、例えば滑り台が何年とか、そういうものはないです。ただ、毎年遊具点検をしておりまして、さびの状況であるとか、塗装の状況とか、それに応じていわゆる改修とか交換とかをしております。

以上です。

(阿部) そういった遊具をいわゆる検査機構みたいなやつがあって、そこの認定がなければ公園遊具としては使えないとかという、そういう決まりがあるのかな。

(都市計画課長) 国家資格ではないのですが、遊具施設業協会さんで資格を取った方、ないしそれ同等の者ということで、一応認めて、遊具点検のほうはやっております。必ずしも施設業協会に加入している方が有資格者ということではありません。

(阿部) おおむね何年に1度切りかえるというか、公園遊具を交換する というような規定は設けていないのだ、市として。

(都市計画課長)大まかにそういうサイクルですか、そういうものは設 けてはございません。

(阿部)当然スライド部分なんかは油をくれたり、何か当然しなければ、 どんどん金属であれば摩耗するし、あるいはさびついて、回るべきとこ ろも回らなくなったりするのだけれども、そういう点検のときにだけ油 差しをするのか、それとも巡回しながら週に1遍とか月に1遍とか油差 しをしているのかどうか。

(都市計画課長) 先ほど定期点検という有資格者さんについては年に1回以上というふうに言われておりまして、あと日常点検というのを実際行っております。この日常点検というのは、今ですとシルバー人材センターさんの職員さんというか、その方が実際遊具のほうを、というよりも、公園の管理の一環として遊具の様子を見させていただいております。それの状況に応じて、いわゆる報告が上がってきた時点で職員のほうが対応していくというふうな形をとっております。

(阿部)では、指定管理者は直接油差しをしたり、グリスアップしたり

ということはしていないのだ。

(都市計画課長)今のお話というのは、自分のほうの今話した見解は、 一応指定管理の公園ではないです。指定管理の公園については、当然の ことながら指定管理さんも日常点検と、あと定期点検、これも外注で定 期点検をしております。必要に応じて指定管理者さんは油とかそういう ものを注入していたりしていますし、あとこれについてはもう指定管理 の修繕費では、これは賄い切れないということであれば、毎月1回報告 書が上がってきた中で、そういうものについて抽出をして対処、対応を することをしております。

(阿部) 何でこんな質問をするかというと、やっぱり公園遊具というの は割と値段の張るものが多いのだ。だから、常にそういったいわゆる点 検、そして摺動部というのだか、摺動部というのだよね、この滑ったり、 何かする部分は。そういったところにグリスアップ、油差しをしておけ ば、これはもう耐用年数は当然長くなるので、交換するよりもそのほう がいいのかなというふうにも思う。案外高いのだよね、公園遊具という のは。ブランコだとかもそうなのだろうけれども。よくくるくる回るや つとか、ああいうのは最近、下忍に公園があって、いわゆる農村センタ ーの裏に小さな公園があるのです。あそこなんかはみんなロープで結わ えてしまって、今回らないようにしているのだけれども、そういったも のについては今後新しいものと入れかえる、そういう考えはあるのかな。 (都市計画課長) 恐らく円形の、ちょっと鉄のパイプみたいなのででき ていて、メリーゴーランドみたいに回るタイプの遊具かなと思うのです けれども、そちらのほうの遊具については、いわゆる回転系の遊具につ いては、年々遊具につきましても安全領域のほかにハザードとか、そう いうところのご指摘がありまして、中にはそういう遊具については好ま しくないということで、今禁止をされているかなと思います。こちらの ほうについては、当然のことながら安全領域だとか、そういうものを確 認したり、あとはいわゆる地域の方の声であるとかの関係で、必要に応 じて遊具の交換をしていきたいと思います。

(加藤) それでは1点、7ページでしょうか、7ページの繰越明許のと

ころで、もしかしたら聞き漏らしてしまったかもしれないので、確認させてください。その中の追加土木費、上から5番目、駅施設等維持管理事業で、駅エスカレーターの部分で部品のほうがちょっと納期の関係でというご説明いただいたと記憶しております。この部分、繰越明許して、いついつごろにちょっとできそうだな、目途がもしわかっていれば教えていただきたいと思います。

(都市計画課長) お答えいたします。

先ほどの私のほうの説明の中で、危険ということはちょっとお話をしなかったのですけれども、実はこちらのエスカレーターにつきましては、毎年5月に定期検査を実施します。それまでには終わるようにしたいなというふうに思っている。一応目安とすると6月末まではしたいと思っております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時02分)

 \Diamond

(開議 午前11時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議 案 第 2 2 号 平 成 3 0 年 度 鴻 巣 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号) の う ち 本 委

員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成30年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) について、執行部の説明を求めます。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時04分)

 \Diamond

(開議 午前11時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(建設部参事兼水道課長)大変申しわけありません。先ほど水道技術管理者の年数のところで誤りがありましたので、訂正をお願いします。 先ほど土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科またはこれに相当する学科を修めて卒業した者、これにつきまして6年と答弁してしまったのですが、正しくは4年ですので、訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

(委員長) 訂正については了承願います。

なお、字句その他につきましては委員長に一任お願いいたします。

それでは、議案第24号 平成30年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補 正予算 (第2号) について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 8ページ、9ページの地方創生整備推進交付金の減なのですけれど、国の事情なのですけれども、何か事情がわかりますか。

(下水道課長)内示額が要望額に達しないことはほかの交付金でもあるのですが、その事情については国のほうの判断によるものと考えていま

す。

(秋谷) これはどちらの部長さんに答えていただいてもいいけれど、近隣市なんかの状況を見ても、やはりこの部分というのは落ちてしまっているのかな。どうなのだろう。近隣他市の状況なんかをもしおわかりであれば、教えてもらいたいのだけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時08分)

 \Diamond

(開議 午前11時10分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長)地方創生整備交付金のほうは、内閣府のほうで審査をしておりまして、直接鴻巣市のほうも出向いた経緯もあります。そんな関係で、全国から集まってくる事業者がおりますので、その内示の分配についてはそちらのほうの事情によるものと考えています。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 平成30年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま す。

(举手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本)9ページの保留地売却収入が4,000万の減額ということなのですけれども、当初何棟というか、土地ですか、区画売れて、結局予想とどのくらい下がったのか、それだけ教えていただきたいと思います。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)当初7画地を予定しておりまして、それで9,000万円を予定していたのですけれども、今回、今2月現在で1件まだ予約状況なのですけれども、4件契約する予定で4,900万円売り上げる予定となっております。

以上です。

(橋本)そうすると、3 画地が予定より下がったということでしょうか。 (市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) その前に売り出している保留地も一部ございまして、今現在残は7 画地となっております。 (橋本) これかなりもうこの区画整理、この事業って長いと思うのですけれども、こういった販売努力とか販売方法、そういったものってどのように行っているのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)販売方法としましては、現在イベントがあったりだとか、そういったところでのお知らせだったり、実際事務所のほうに問い合わせがある方に対しまして、直接電話をさせていただいて、こういうところが出たのですけれども、どうでしょうかというようなお知らせだったり、最近は住宅メーカーとか、そういったところがそういったところをあっせんではないのですけれども、こういうところがあるよと言ってくれて、建物を建てていただける方なんかが多いものですから、住宅展示場とかにそういったチラシを置いておきまして、そういった土地が欲しいという方にあっせんしていた

だけるようにお願いしているような状況です。

(橋本) そういった新しい試みなのですか、住宅展示場とかそういうと ころで成約になったところって実際あるものなのですか、今。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) ほとんどそこの北新宿の場所に住んでいる方なんかで買われる方以外は、そういった住宅メーカーから紹介されてくるところが現在は多くなっています。

(橋本)あと、最後にちょっと、11ページの除草委託料を140万円、職員が対応して減額されたということなのですけれども、140万円で結構な金額だと思うのですが、職員の人が何人対応して、何時間ぐらい、暑い中だと思うのですけれども、やられたのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)今回この草刈りをさせていただいたところが、近隣公園という、真ん中に調整池があるところの中に公園があるところに、一部芝を張りまして、そこを一部開放しているような状況なのですけれども、そちらのほうがかなり芝の伸びが早くて、なかなか業者に頼んでやるというとかなり金額が張ってしまうということもありましたので、都市計画課のほうの公園のほうの担当職員とうちのほうの職員とで、7名ぐらい出まして、大体1日がかりで作業をしているのですけれども、それを3回ぐらい。

(橋本)大変だと思うのですけれども、こういう作業を来年度もやる予 定なのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)来年度につきましては、予算を100万円ほどつけていただきまして、そういった部分に関しましては職員ができるだけ出ないで、今後ちょっと補助金なんかの要望もかなりしているものですから、そういった金額が来たときに、事業のほうを優先して行えるようにしていくような考えで考えております。

(阿部) さっき草刈りで応援をいただいたと。どこの部署の方々が応援 に来るのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)都市計画課のほうにお願いをしまして、公園部分ということもありまして、一緒に対応をお願いしているところでした。

(阿部)何人ぐらい。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)都市計のほうから4 人ぐらい来ていただいております。

(阿部) 北新宿土地区画整理事業の担当者は何人。何人って、草刈りに 従事したのは。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 3名です。

(阿部) こんなことはないのだろうと思うのだけれども、よく民間の企業で、会社の意に沿わないやつは草刈りでもしていろというのでやられるやつがいるわけ。そういう話はよく聞くのだけれども、都市計のほうから行ったということであれば、それは別にそういうことを疑う余地はないのだなということが確認できたから、それはいいのだけれども、例えば全く関係のない、それこそ総務部のほうから来たとかということになってくると、やっぱりそういうふうにうがった目で見てしまうから、どこから来たのかなというふうに確認したまで。そういうことはないと。草刈りでもやっていろなんて言われるようなやつはいないよな。わかりました。

それともう一点、今現在、これ全体なのだけれども、今現在北新宿の生涯学習施設、今建設工事が進んでいる。そんな中で、水位の高さが原因で工法が変わった。その工法が変わったことによって、近隣の道路、あるいは住宅に、今現在何ら問題は起きていないのかどうか。陥没被害だとかということが他の自治体であったような気がするので、その辺についてお伺いしておきます。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)現在のところ、そういった苦情といいますか、ひびが入っただとか、そういった話の連絡は受けておりません。

(秋谷) 11ページの事業の中の一番最後の工事請負費で、区画道路の築造工事のところで入札不調というご説明だったと思うのだけれども、どういうことなのか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)価格が合わなかった のか、あの金額で落ちなくて、不調になってしまったというふうに聞い ております。

(秋谷) そうすると、新年度の対応になるのでしょうけれども、そのあたりに対して工夫というか、今回のことを受けて何かしら考えないといけないではないですか。 どのようにお考えなのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)こちらにつきましては、今回舗装まで工事をやらない予定でいたのですけれども、新年度やる工事につきましては、全て舗装までを出すような形で入札をお願いするつもりでおります。業者のほうを今3月とかこういった時期が忙しいというのもありまして、なかなかといますか、年度末にかけて忙しいというのもありまして、なかなか入札で今回落ちなかったのがあるのですけれども、年度当初に発注していく予定で考えておりますので、そういった意味では次回は入札をしていただけるのではないかというふうに考えております。

(頓所) 9ページの北新宿第二土地区画整理事務所の保留地売却収入のことについて、前任者のほうからも質問があったのですけれども、再度確認のため質問いたします。

今、この9,000万円というのは7区画あって、そのうち4件が売却できて、 3区画が残っているということですか。

(3区画がの声あり)

(頓所) 残っているということですか。

それと、その残っている中で、今年度ではなくて古いのも残っていると思うのですが、その古いのというのは何年度の区画が残っていて、売れない土地というか、魅力のない土地なのかどうか。というか、売れるための努力もされているということなのですけれども、住宅メーカーであるとかイベントに、あったときにパンフレットとかなんとかというのでお配りしているのですか。やはり売却できるような算段ももうちょっと、もっともっとやっていくべきかなというふうに思うのですけれども、その辺のところをあわせてお伺いいたします。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)先ほどの、その前に というものなのですけれども、ちょっと現在資料がなくて、何年前かと いうのはあれなのですけれども、4つほど残っていたもののうち、そこ から売れているものもあるのですけれども、やはり残っているところというのは、ちょっと旗ざおといいますか、ちょっと形が悪いところが残ってしまったり、ちょっと面積が広かったりというようなところがあったりするのですけれども、今のその前年、29年度に当初予定していた金額が9,000万だったのですけれども、そのときは1億1,200万円ぐらいちょっと売れまして、そのあおりといいますか、その年によって多少売れ行きがよくないときもあるような感じなのかもしれないのですけれども、現在ちょっと消費税の関係とかもありますので、そういうので少しどういう形か様子を見ているというような部分もあるのかもしれないのですが、いろいろ問い合わせが来た方に関しましては土日でも説明をして、現地の案内もしますよということで進めてはおります。以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第26号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第3号) について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成30年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 1点だけ。今の9ページの委託料、物件調査委託料と、あとその下の整地工事、先ほど2回ほど難航して難航してという言葉がございましたけれども、それの具体的な内容、どんなものなのか教えていただきたいと思います。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 地権者の方が高齢なために、できればもう最後に移転したいのだということで、一番最後にしてほしいというような形で話をされていたのですけれども、ことしに入りまして、せがれさんのほうともちょっと話、ちょっとなかなか仕事で会えなかったのですけれども、せがれさんのほうと話をさせていただきまして、お父さんのほうにもそういうことでは、もう事業のほうももうすぐ終わりにかかってきたので、協力してあげるべきではないかというような話がありまして、現在来年度に向けまして、どういうふうな形で移転をしていただけるかということを話し合っている最中でございます。

以上です。

(橋本) ずっと前もそれ聞いていましたけれども、前向きに変わっていったということなのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)前に言われていた方ではなくて、もう1軒向こうの違う方で、その方は移転できるかなと思っていたのですけれども、いざ話に行ってみましたら、そういう形になっておりましたので、いろいろ話をしていく中で、やっと打ち解けてきたというような形のものになります。

(橋本)もう一回。前だめな人はずっとだめで、それ以外の方が今回少 し話できたところですか。 (何事か声あり)

(橋本) もう一つの方が、今回息子さんが前向きになってくれたという ことで解釈していいのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) そのとおりでございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第27号 平成30年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号) について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時38分)

(開議 午後零時58分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第30号 平成31年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(頓所)それでは、489ページの農業集落排水整備事業の中の工事請負費、 笠原第2地区処理施設改修工事となっていますけれども、具体的に約1 億4,900万、結構高額な工事費なのですけれども、具体的にどんなところ の改修なのか、内容をお伺いいたします。

(下水道課長)今回の工事は、今年度も行っているのですが、施設内の機能強化として、水槽面のコンクリート面が腐食劣化していることから、コンクリート面の劣化分を除去して、防食、被覆工を実施することと、耐震補強としましては、水槽の一部に縦ハンチという工事なのですけれども、ちょうど箱形のものであれば、箱形の角が一番地震に対して影響を受けるので、その部分を補強するような工事を予定しております。

(頓所) そうしますと、ほかにも、4地区ですか、それ以外にもあると思うのです。そのほかの施設については、そういう予定であるとか、今現在大丈夫なのですか。

(下水道課長)ほかの地区、まず笠原地区、今回行っているのは第2地区なのですが、第1地区については23年、24年で機能強化を実施済みです。それと、郷地、安養寺につきましては今15年を経過しているのですが、ほぼ20年を経過してから、まず20年が一つの区切りになっていまして、それをもとに機能強化の方向性を立てていくような計画になっています。あと、上会下についても15年となっています。

(頓所)ということは、今回は笠原第2だけれども、ほかのところ、上会下等ついてはまだあと5年ぐらいの猶予があるというふうな、一応そんな計画でということなのでしょうか。

(下水道課長) 今ほかの地区については、健全な状態であるかということで、機能診断ということで診断業務を行っていますので、それをもとにあとどのくらい延ばせるのかというのを検討していくことになると思います。

以上です。

(秋谷) 487ページで、排水処理施設の維持管理のところの委託料で、前々から地元の管理組合に各施設を維持管理お願いしているということなのですけれども、これって4つが4つ全部ばらばらなのでしょうか。それともどこかが兼ねてやっているようなところってあるのですか。

(下水道課長)こちらのほうの日常業務の維持管理については、地元の 方を決めていただいて、そこに維持管理をお願いしているようなことで、 ばらばらな、各1カ所ごとに委託しているような状態です。

(秋谷) 例えば笠原と第2と安養寺が54万円で、上会下が12万円ということなのですけれども、例えば世帯数的な振り分けでいうと、この金額が適正なのでしょうか。要は処理量とかの兼ね合いも含めて。

(下水道課長)あくまでも施設の敷地内との除草とかの管理になりますので、広さとか、あとやる回数については地元の方にお願いしているような形になりますので、一概に中身がどちらが高いとか、安いとかというふうな決め方ではないと思っております。

(秋谷) 例えばこの 4 施設の維持管理というのをどこか民間に頼むとどれくらいの金額かというのは試算したことがありますか。

(下水道課長) 一応地元の方にお願いするという、管理者を決めてお願いするという名目になっておりますので、民間に委託するということは考えておりません。

(秋谷) そうしたら、ちょっとまた別の観点で聞きますけれども、聞かれると嫌でしょうけれども、例えば農集の現状の処理人口と将来的な人口の推移を考えたときに、どのようなお見通しを立てた上で31年度予算をおつくりなのか。

(下水道課長)来年度予算については、どうしても維持管理費用を見込んだ形で予算を立てております。あと、機能強化についても、笠原第2を重点的に行うということと、もう一つ上会下地区なのですけれども、ちょっと大きな金額になっているのですけれども、集水タンクのほうが腐食で穴があいてしまって、これでは機能が果たせないということで改修工事を行います。修繕費用については年々ふえる傾向にある。ただし、処理人口については、人口減少もありますので、徐々に減っていく傾向

にあるというのが現状であります。

今後どうしていくべきかということなのですけれども、まだ先の話にはなるのかなと思いますが、埼玉県のほうで平成34年度までに農集の再編も含めた広域化、共同化計画を策定することになっておりますので、そちらのほうに鴻巣市がどのような形で参加できるのかを検討していきたいと考えております。

(秋谷) ちなみに、30年度の管内というか、この施設の処理量というのは、前年度に比べて多いですか、少ないですか。単純な話で。31年度は、またそれに対して多い計算なのか、それとも少ない計算なのか。

(下水道課長)処理水量というか有収水量、お金いただくための有収水量なのですけれども、28年度に比べて29年度末の実績は下がっております。ということで、使用料収入については減少傾向にあるというのはわかるということになります。

(秋谷)もう言わんとしていることはきっとおわかりだと思うのだけれども、例えば広域化の議論も結構なのだけれども、自助努力というのか、我が市でできる限り経営の効率化とか合理化をしていかなければならないではないですか。そのあたりのお考えが、例えば31年度予算のうちどこら辺でその反映がされているのでしょうか。

(下水道課長) 31年の予算でいえば、上会下地区のほうが最適整備構想に向けた機能診断ということで、施設が今後どのくらい維持管理がかかるのかというのを機能診断します。その辺で、使えるものは長く使っていこうということで、その辺でコストの縮減が図れればと思っております。ほかの地区については今年度実施しておりますので、その結果を見て施設の長寿命化をし、コスト縮減していくのが一つの方法だと思っております。

(橋本)483ページの事業分担金のところですか、今期1件増加見込みというふうに言われていましたけれども、これはもう来期ですか、どちらか新しい新規の方が予想されているのでしょうか。

(下水道課長)これについては、毎年1件ずつを見込んでいるという慣例みたいな形で載せております。

(橋本) それで、実際毎年1件ずつぐらいふえているということなので すか。

(下水道課長)件数については、昨年度は実際にふえた、件数としては ふえております。

(橋本)空き家になったり、増減含めて、当然亡くなる方もいらっしゃると思うので、家がなくなってしまう方もいらっしゃると思うのですけれども、それプラス新しいのが何件かあるということでよろしいのでしょうか。

(下水道課長)処理区域内の水洗化人口というのは減少、ある意味1世帯当たりの人数については、かつて10年前は3人以上いたのですが、今では2.69人ということで、人数としては減っているということになりますが、新規で家を建てた方については分担金をいただいた形でいただいて、住んでいただくということになりますので、トータルとすれば減っているのですが、新規でも家を建ててくださる方はいらっしゃるということになります。

(橋本)487ページの、同じようなことなのですけれども、一番下のほうに水洗便所改造資金補助事業とか、融資あっせん事業というのがあるのですけれども、これは今現状で、水洗ではないところが多々あるという、そういうところは当然これ農集のほうにつながってはいないと思うのですけれども、ということがあるということなのでしょうか。

(下水道課長)この制度は、条例(平成31年3月5日開催まちづくり常任委員会会議録P1「規則」に発言訂正)としてありますので、その部分について予算措置をしているということで、現在利用されているのはもうここ10年以上ないと思われます。

(橋本)では、この予算に載っているのは毎年載せているということで、 実際は使用されていないということなのでしょうか。

(何事か声あり)

(橋本)では、以上でいいです。

(秋谷)さっき説明のときに聞き損ねてしまったのが483ページの地方創生整備推進交付金がちょっとどんなあれでしたか、もう一回説明いただ

いていいですか。さっき説明した内容でいいのだけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時20分)

 \Diamond

(開議 午後1時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長)こちらの交付金なのですが、内閣府から示されたもので、 うちのほうが農業集落排水の今回の改修工事と環境課で行っています合 併処理浄化槽の推進ということで、農村関係への環境保全を目的として 整備計画を立てました。それに対する交付金になります。

(秋谷) そうすると、合併処理浄化槽の部分の予算も、環境ではなくて こっちでということ。どういうことなのだろう。

(下水道課長)合併処理浄化槽の転換に関する補助金のほうは、環境課のほうで計上しているということになります。

(つまりこの予算は改修の部分だけだということで、ではそのようにお答えしてもらったほうがの声あり)

(下水道課長)今回の補助金については、農業集落排水の笠原第2の改修に伴うものになります。

(秋谷) あと、最適化をやるというお話がさっき説明があったのが、上会下になるのかな。その最適化って、基本的に今の人口と処理量を考えたときに、最適化でスケールメリットというのはあるのでしょうか。極端なことを言えば、施設を長寿命化させるのも、それはそれで結構なのだけれども、いっそのことその部分というものを機能停止して、例えばほかの処理施設に回したほうが、場合によっては最適化になる可能性もあるのではないでしょうか。そのあたりについて。

(下水道課長)上会下地区に関しましては、真空集水方式というのを採用していまして、ほかの地区については自然流下、下水の管を流すのに自然流下で流すのが原則なのですけれども、上会下に対しては真空方式を採用しているということで、どうしてもほかの地区との統合というのが難しい状況にあります。ですから、長寿命化、まだ15年しかたってお

りませんので、長寿命化させ、施設を長もちさせる方法が一番最適なの かなと思っております。

(秋谷) 真空の圧送方式自体を、例えば自然流下のものにはかえるなん ていうことは不可能なのでしょうか。かえって予算が多くかかってしま うものなのでしょうか。

(下水道課長)真空方式の場合、管径も小さくなっておりますし、勾配についても必ずしも集める方向に勾配をとっておりませんので、布設替えが必要になってくるというふうに考えていますので、そのまま管を使うことは、一部では可能かもしれませんが、全部を使うことは不可能なのかなと思っております。

(秋谷) そうすると、将来的なことを考えると、上会下だけは逆にうまい使い方を考えていかないと、ずっと要は面倒見なければならないということですものね。ほかのところは場合によっては合理化がきく可能性もあっても、上会下だけはもう未来永劫というのもちょっとあれなのだけれども、かなりの間の長期間にわたって維持を考えなければだめだということでいいのでしょうか。

(下水道課長)上会下地区については、機械器具等の耐用年数もいろいるありますので、建物とか施設を考えたとき、ほぼ50年ぐらいは今の形で使っていかざるを得ないのかなと思っております。その後については施設自体の耐用年数を過ぎますので、例えば処理施設ごと廃止し、合併処理浄化槽にかえる等の方向は考えられるのかなというふうに思います。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 平成31年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成31年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) それでは、毎年毎回聞いているのですけれども、かなり前から この事業を続けて、最終的にいつ終わりになるのか、もう一度再度聞き たいと思います。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)事業計画上なのですけれども、35年3月までに完成するという形にはなっております。しかし、今現在の進捗率としましては、平成29年度末で約57%の進捗率となっておりまして、平成30年度末としましては、変動もあるのですけれども、約61%ぐらいを見込んでいるところです。

以上です。

(橋本) 現状だと35年度では厳しいと。当然延長するのだと思うのですけれども、ぜひ少しでも早くやっていただきたいと思うのですけれども、555ページの31年度保留地売却収入、947平米と先ほどお話ありましたけれども、これは何画地分なのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)現在は2画地なのですけれども、これがちょっと面積が大きいものですから、2区画ずつ分けまして、4画地を販売する予定で考えております。

(橋本) これはやっぱりどんどん、当然35年度に一体どのくらい、毎年このくらいだと当然どんどん延びてしまうと思うのですけれどもっともっとふやすということはできないものなのですか、こういうの現在(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)こちらの事業が現在今年度仮換地指定をほぼ全域させていたたのですけれども、実際置して事、水道とか、下水だとか、そういったものを全部道路上に配置している開始ということで、地権者の方に土地をお返しするような形をとている開始ということで、地権者の方に土地をお返しするような形をとるのですけれども、現段階ですと、かなりもう土地のほうをお返していまして、今後もまた道路工事などを仮換地指定したエリアに延ばしていままして、そういった形で、数が出せない状況になっていいというような状況になっていくような事業となっております。

以上です。

(橋本) そうすると、今のこのような進捗状況で、大体何年ぐらいをめ どにされているのでしょうか。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時39分)



(開議 午後1時43分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)委員の指摘のような部分に関しましては、できるだけ早く事業が完成できるように、補助金などの要望に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(橋本)あと1点、559ページの下のほうの北新宿第二土地区画整理審議会委員報酬14人分と書いてあるのですけれども、年3回この審議を行っ

ていると。これ具体的にどのような審議を、毎年毎年審議をされている のでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 仮換地指定などをしたりだとか、区画を変更するような作業をする際に、この審議会の方の意見を聞いています。また、保留地などの位置がかわったりだとか、そういったことに関しましても、委員の意見を聞いているのですけれども、そのほか毎年予算がこういう形で今年度はこういう形で工事を進めていきますよとか、保留地こういうふうな形で販売していきますよというような報告をさせていただいたりだとか、委員のほうから何か要望とかがあるようでしたら、そういったことについてその席でお聞きするだとかというようなことを行っております。

(橋本) このメンバーというのは、どういった方が選ばれているのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)地区内の選挙によって選ばれた方14名ということになります。

(橋本) こういう方から前向きな要望とか、そういうのはあれば、例えば一つでもいいので、あれば教えていただければ。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)現在仮換地指定が終わってきましたので、このエリアのところを早く進めてほしいとかというような要望だったり、去年の12月に一部道路の認定をしていただいたのですけれども、ああいった事故なんかがあったときに、そういう規制をかけてもらえないかというような要望の中で、市としてできるような部分についてやらせていただいて、今後はちょっと警察なんかと協議しながら、そういう規制をしていくような部分が出てくると思うのですけれども、そういった関係のことなんかを話し合いの中で要望されたりしております。

あと、一部公園を早くやってほしいというような要望もありまして、本来でありますと、先ほどの原滝の話もあるのですけれども、事業が終わってから公園整備というような形が区画整理としては流れ的に本来の流れなのですけれども、今回北新宿だとか広田もそうなのですけれども、

なかなか長期化して事業が長引いているところがありますので、そういった意味では今回北新宿なんかは芝生を引いて、一部分だけお返ししたりだとか、広田のほうについては来年度、公園の工事を予定したりだとかということで、できるだけそういった公園の整備なんかをお願いしながらやっていくような形で考えています。

(秋谷) 政策的には企画のほうの話になるのだけれども、鴻巣市に転居 した方が補助金がいただけるという、あれでこの北新宿のほうにどれく らい今までに来られましたか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)現在うちのほうに直にちょっと来ないので、企画のほうに先日ちょっと聞きまして、北新宿のほうでは4件の申し込みがあったそうです。そのうちちょっと保留地の購入者はゼロだったということなのです。広田の広田中央に関しましては今回1名申し込みをしておりまして、その1名が保留地を買った方だということでした。

(秋谷) 市全体で見たら、どちらに暮らしていただいても、それはもちろん結構なのだけれども、何で補助金とうまく結びつかないのかしら。 何か考えられることってありますか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)保留地を買う方というのが結構若い方がいらっしゃるのですけれども、なかなか若い方たちで住むというのが結構多いのですが、中には市外から来られる方なんかで、川越だとかそういうところから来られた方なんかが3世代で住むのだとかというお話があったりとか、新しく保留地以外にも当然地権者の方にもお返ししていますので、そういったお返ししたところで販売されている中でそういったものを使われている方というのがいらっしゃるので、そういう中では保留地とは言わず、市の人口がふえていくためにはこういった施策を利用している方がいらっしゃるのかなというふうに思っております。

(秋谷) 北新宿の保留地を売るためのご努力というのはここ数年いろんなことをやっていらっしゃるけれど、北新宿の区画専用の何か特別なものをつくったほうが、販売に結びつくようなことって考えられないので

しょうか。だめなのでしょうか、それをやっては。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)特別のというのは、結局金額とか、そういったものに関しましては鑑定士のほうに出していただいたりしている値段を使わせていただいておりますので、下げるだとか上げるだとかというのはなかなかできないのですけれども、民間の業者でホームページにちょっと載せたいのだというような業者が去年来たので、そういった部分についてはちょっと部内でも相談しながら、うちのほうのホームページだけだとなかなか見る方がいらっしゃらなく、うちのほうと県のほうにも出しているのですけれども、その辺だけではなかなか見れないのを民間の人とかがアピールしてくれるような部分があればということで、前年から少しホームページに上げさせていただいているような部分はございます。

(秋谷) ちょっと形は違うのかもしれないけれど、例えば北鴻巣の西西 はなんかある特殊な庭木を使って、緑をうまく使ってやるような、あるいは 秋年化したものに引かれてやるところもあるではないですか。あるらは 私なんかが単純に思うのは、北新宿の中に、例えば今どういうなにないのか。例えば将来的な絵図をつくってあげて、こんなにおるいまのかというのは実際住んだ人が判断することだけれどもの いまうな、今売っているととものがような未来図がする。 もっと、りいうような、今売っているのでしょうか。もっと、例のが見まりを引きない方策で発信できないものでしょうか。だめか。だめがにしょう、そういったことはできないのでしょうか。だめか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時53分)

 \Diamond

(開議 午後1時53分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)この地区に関しまし て は 、 平 成 19年 ぐ ら い に こ の 事 業 の 見 直 し と い う こ と で ワ ー ク シ ョ ッ プ を開いて、地域の方からどのようなまちづくりにしてほしいかというよ うな部分と、事業を早く終わらせていくものと、そのまんまでもうすご く何十年、悪く言うと六、七十年ではないですけれども、そういうふう な期間をかけてでも、そのまんま計画したとおりにやるのとどうしたら いいでしょうというようなものをしたことがあったようなのですけれど も、そのときに早く土地を返して自分たちが生きているうちに何とかそ ういう自分たちの家を建てるだとか、孫たちの家を建てるだとかという ようなのに使いたいというような話がありまして、去年全部都市計画道 路なんかの見直しをさせていただきまして、今回やっと仮換地が全域で きるようになりましたので、そういった意味ではある程度地域の人たち というのは、どういうふうにできるかというイメージはしていただいて いるのかなとは思っているのですけれども、保留地なんかをお買いにな る方なんかは実際にはそういったところを見てわからない部分もあると 思いますので、事務所のほうに来られた際には写真を掲示しているので すけれども、今までここからこういうふうになりましたとかというよう なのをお見せして、こんなまちづくりになっていますとか、あとはウニ クスだとか、そういうのができていますので、買い物なんかが結構近く でできますよとか、今後北側施設ができてくるとそういうコミュニティ ーの場もできますよというようなお話をさせていただいて、そういうの ができるといいねといって購入していただける方なんかもいるような状 況にはなっております。

(秋谷) 例えばそれがホームページ上に全部アップされていて、いろんな住宅メーカーさんやら何やらにリンクがされていたりするものなのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) リンクなどはしていないです。先ほどの話の中でのそういう住宅メーカーには、こういうところが出ますということで資料をお渡しして、ぜひ紹介してほしいとい

うことでのお願いまでで、ホームページ上ではそのエリアの図だとかは 当然出ているのですけれども、どういう建物がこういうふうになってい るというような、ちょっと三次元的なものを見るようにはまだなってお りません。

(秋谷) 将来的にやってみようと思われますか、それとも現状のままで もうやむなしとお考えなのか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)検討してできるものでしたら、皆さんにわかりやすいようなホームページづくりに努めていきたいと思います。

(秋谷)何といっても新しい方々は当然市の例えば住宅環境もそうだし、福祉であったり、医療であったり、いろいろな環境を今きっとみんなインターネットで確認をしたり、あと一番いいと思うのはその地域に住んでいる方々の声というものを、いい声を教えてあげる。例えばよそから来る人なんかからしてみると、今実際住んでいる人たちがどんなことが満足しているのかとか、そういったものを逆に言うと載せてあげて、ここはこんなにいいところなのだよという宣伝をしないと魅力にならない。ただ単に役所が売っている保留地みたいな。それだとそんなに魅力発信につながらないですよね。何とかしてそのあたりを工夫しないとだめだと思いませんか、部長。

(都市整備部長) 先ほど所長のほうからお話がありましたとおり、やっとの思いで本年度ある程度仮換地指定されました。この仮換地指定するのにここ数年職員がかなりの努力をされた経緯がございます。そういう意味では、30年度はこの北新宿の区画整備事業が進む上で最大のポイントになった年だと個人的には思っております。また、今職員体制もそうですけれども、実際に道路の築造、または地権者との物件の移転の交渉、そういった実務に追われているのが事実でございます。そういった関係もありまして、今は線路より北側を中心にやって、くどいですけれども、仮換地がほとんど指定されて、今度は南側に進んでいますので、そういった意味では今後の北新宿の全貌がある程度、あとは先ほどの話もありましたけれども、お金だとかスケジュールの問題ございま

すけれども、事業にどんどん、どんどん目に見えて成果があらわれてきますので、今委員が指摘されましたような形で北新宿の区画整備事業のアピール、ソフトの面、それについて、なかなか公務員そういったところ不得手なところありますけれども、ホームページをうまく活用できるようにして事業展開がうまく図られるようにしていきたいと思っております。

(わかりました。終わりの声あり)

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第32号 平成31年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成31年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本)では、北新宿と同じようにこれは32年度が終結です。これは、

順調に行っていると考えてよろしいのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)現段階では、1軒のところを除きまして32年度までにある程度の形をつくっていこうというふうに考えております。

(橋本)前から1軒の方はもうほぼ難しいということで考えていいのですよね、それは。それ以外は、32年度に終わるということでよろしいのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 現段階だとそういう 形で、せがれさんに関しましてはどちらかというと私たちの意見を聞い てくれるような環境ではあるので、ちょっと年数をかけながらという部 分もあるのですけれども、できるだけ了承していただけるように今後も 交渉していきたいと思います。

(橋本) それで、それはまた引き続きお願いしたいと思うのですけれども、32年度に終わった段階で基本的なことなのですけれども、市からの一般財源とか、そういうのもこれでなくなるということで考えてよろしいんでしょう。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)繰入金に関しましては、その事業のほうといいますか、工事がなくなれば一時的にはとまるような形になるとは思うのですけれども、ただこの繰入金の中には職員の人件費も入っておりますので、そういった意味では早く終わらせていることで、この人件費とかも浮かさなくてはいけないところだったりというのもあるのですけれども、今回広田のほうを合わせるということは、要はなかなか人をふやしていただけることができないものですから、そういった部分、北新宿のほうはどちらかというともっとこれからどんどんやっていかなくてはいけないというところもありまして、そういった人員をウエートを少しずらしたりとかしながら、その都度調整して進めていければなというふうに思っています。

以上です。

(秋谷) そうすると、前も聞いたかもしれないですけれども、579ページの中の保留地の売却で今年度414平米で2画地。残りは、何平米で何画地

ぐらいが残として、この部分を除いてあるのでしょう。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)広田につきましては、現在保留地が、あと分割今後するのの数まではちょっとあれなのですけれども、現在の状況で78画地ございまして、現状で59画地の販売が終わっているというような状況になっておりまして、残りを随時販売していくような形になるというふうに考えています。先ほどもちょっと少しお話ししたのですけれども、使用収益の開始ということで4面道路ができ上がると、地権者の方にお返しするときにそこに保留地があるとそこが販売できるような状況になりますので、今後そういった部分につきまして整備ができ次第、保留地のほうの販売を手がけていきたいと思っております。

以上です。

(秋谷)そうすると、この31年度で予定しているやつ2画地を入れても、 予定だとまだ19画地残っているという計算ですよね。ちなみに、平成31年 度ですけれども、先ほど32年である程度のめどというお話だったけれど も、ちょっと厳しそうですよね。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)そうです。道路ができ次第その販売に入っていきますので、最終的に保留地の全部売り切るという状況というのも、32年度というのは結構厳しいかもしれない。

(秋谷) ちなみに、その道路工事自体というのの見通しはどんな感じな のでしょう。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)先ほどの1軒、これからどいていただく予定になっているお宅が来年度移転をして、そこの移転したところに道路とかをつくっていく計画でいるのですけれども、一応道路工事的には最終的な1軒を残してある程度できるような形になると思いますので、そういう意味では保留地も32年度までには、1区画そこのうちに入ってしまうというのがあるので、それを除いての区画数については全て販売するような形で進めていきたいと……。

(それが32年度中の声あり)

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)はい。

(頓所) ちょっと大枠になってしまうかもしれないのですけれども、社会資本整備総合交付金ってありますでしょう。例えば広田、北新宿もそうなのですけれども、その事業に対してこれだけ欲しいということで言っていくのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 北新宿に関しましては、まだ補助が使い切っていないので、申請をしていっているのですけれども、広田に関しましてはもう補助のほうを全部使い切ってしまっていますので、市のほうの単独費での工事となっております。

(頓所) そうすると、総額幾ら社会資本整備総合交付金が使える枠とい うのがあるのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) そのとおりでございます。

(頓所)総額どのくらいなのですか。

(広田の声あり)

(頓所) 広田で。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 広田に関しましては

(ちょっと暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時14分)

 \Diamond

(開議 午後2時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)市のほうの財源をできるだけ、要望した財源がいただけるように努力して、今後事業が予定 どおりに終われるように進めていきたいと思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第33号 平成31年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時16分)

 \Diamond

(開議 午後2時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号の次に議案第28号の審査を行うことといたしましたが、審査の都合上、先に議案第35号の審査を行い、その後議案第28号、議案第36号の順で進めたいと思います。あすは、午前9時から再開し、議案第14号及び議案第15号の審査から開始いたします。その後、本日の散会時に審査途中となりました議案から審査の再開をしたいと思います。ご了承願います。

議案第35号 平成31年度鴻巣市水道事業会計予算について執行部の説明 を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) たしか28年度が工業用というのかな、工場とかの水を大量に使っていただいて28年度の決算がプラス。29年度は、たしか冬場の凍結防止のために水をいっぱい流してもらったということで、まずこれもよかったわけですけれども、現状までの平成30年度の水道事業をまずどのように見ていらっしゃるのか。要は利益が出ているのか、出ていないのか、そのあたりからまず聞こうかな。

(建設部参事兼水道課長)委員さんおっしゃるように平成28年度、また29年度は幸いというのではないですけれども、うまく伸びてくれたかなと。30年度につきましては、今のところ若干やはり増の傾向にあったと思いました。やはり原因としまして、原因というか、その要因としましては前年度寒波の影響で2月とかで伸びたのですけれども、その3月とかの結局料金というのが4月の調定で絡んできますので、その分がふえているというのが、料金収入が伸びたというのがまず1つの原因。それとあと大口事業者さんの工場が今現在拡張、これからもやるところなのですけれども、思っていた以上にお使いになっていただいていて、伸びているというところです。

ただ、やはり給水戸数が12月時点では加入金の収入というのが思ったより伸びていなくて、給水戸数はそんなには伸びはなかった。ただ、12月の末のとき、実際には加入金の収入というのは2月に入ってから東口の住宅等の関係ので加入金等が入ってきた関係で、これはあくまでも営業外収益にはなってしまいますが、営業外収益のほうは加入金があったことによって伸びたというところです。決していい状態、たまたまいい状態が今起きているのかなというところで、ただやはり使用量というのはだんやっぱり下がってきている。ただ、幸いにも上がって、また下がっているというような、の繰り返しを続けているというところだと思っております。

(秋谷) それで、31年度だと東口の駅通りの関係もあって給水戸数が 1,100ふえる説明があって、さらに年間でいったら1万立方配水するとい うようなお話があるのだけれども、そうすると31年度予算も本当特別な 事情でもない限り、例えば冷夏が来るとか、あるいはすごく暖冬になる とかいうことがなければ、何とかプラスでいけるという計算でいいのかな。

(建 設 部 参 事 兼 水 道 課 長) 委 員 さ ん お っ し ゃ る と お り で 考 え て お り ま す 。 (秋谷) そうすると、代表質問でも言ったけれども、ビジョンの流れ、 ビジョンを想定していたときとは明らかに環境がもう変わってしまって いますわね。そういった中でビジョンで計画している事業というのは、 逆にどんどん、どんどん進められるのではないのかな。どうなのだろう。 (建設部参事兼水道課長) 今現在箕田浄水場の耐震の関係の設計業務、 今年度やっているところなのですが、あと管路の更新につきましても今 年度できるという、ある程度のところまでもうできています。実際には ビジョンどおりで、予定どおり箕田浄水場は手を来年度からつけられる ところまで来ています。ただ、管路につきましては今年度できて、実際 に動き出しというのは32年度からの動き出しになるのかなというふうに 考えておりまして、来年度は浄水場関連につきましては、まず計画どお り箕田の耐震をやっていく。管渠につきましては、ちょっと1年のずれ は生じてしまいましたけれども、32から計画どおりにできるかなという ところの中で、31年度は漏水が多発している路線をまず手をつけようか なというところで考えております。

(秋谷) ちなみに、その漏水多発しているエリアというのは、具体的に もしどこら辺ということはお示しできますか。

(建設部参事兼水道課長)来年度予定しておりますのが、まず塩化ビニル管の中で耐震性がないと言われているのりづけされた接続部、ソケットの部分なのですけれども、そういった継ぎ手を使っている路線というのが松原にありまして、そこをまず、今年度ももうやっているのですけれども、その続きで松原をやらせていただきます。あと1つの路線に細い20ミリですとか、25ミリですとか、そういった給水管というのもかなりやはり老朽化で漏水等が多く、そういったものにつきましては1路線に2本も3本も入っているものは1本の太いパイプを入れるという、それが新設という形でやらせていただくのですけれども、その辺につきましては登戸であるとか常光、人形2丁目、小松3丁目、そういっ

たところでちょっと点々としているところで今までの漏水のどこで起きたとかという、そういうデータをもとに工事箇所を選ばせていただいて 工事をやるような形をとりました。

(秋谷) そうすると、年間で管路の更新というのかな、それはどれくらい進む流れなの。例えば31年度で言ったら、管路の更新の総距離はどれくらいになるのですか。

(建設部参事兼水道課長)まず、1つの路線に何本も入っているのを1本の太い本管を入れるといったパターンなのですけれども、新設工事という形で延長は1,155メートルを予定しております。松原なんかでいう本管自体にそういう耐震性のないような継ぎ手を使っている、そういったものの工事につきましては1,285メートルを予定しています。

(秋谷)別々にお話ししていただいたけれども、せっかく入れかえるのであれば耐震のある、まずこれから長期で要は維持できるやつに入れるということですよね、単純に。

(建設部参事兼水道課長) おっしゃるとおりです。

(秋谷) そうすると、今のご説明だと大体2.4キロぐらいになるわけだけれども、市内全体の水道管がたしか565キロでしたっけ、570ぐらいあるのですよね。そのうちに今までに耐震性のあるものにかえたのが、まず何キロあって、この先ペース的に何年ぐらいで全体的な更新が進むのかというのを今お答えがもし出れば、お伺いしたいのです。

(建設部参事兼水道課長)まず、年間の予定量でございますが、今更新計画をつくっている段階ではっきりした数字は申し上げられませんが、管の種類、鋳鉄管であるのか、耐衝撃性の硬質塩化ビニル管であるかによってお値段がまず違います。なので、更新計画の中でどこをまずやっていくか、そこが管の種類が鋳鉄管使っているのかというのを判断した中で、では初めて延長がどのくらいやるかというのが出ます。なので、実際に工事をやるときには延長も確かにそうなのですけれども、実際には事業費用がこのくらいあるから、何メートルやっていこうという形にはなってしまうのかなというふうには考えています。

あと耐震管の関係ですけれども、耐震管率が多分全体のまだ1割ぐらい

なのです。ただ、耐震管ではないものでも土壌によって従来の継ぎ手でも耐震について同等ですよという見方ができるのもあるのですけれども、それだと20%ぐらいまで上がるのです。なので、今現在は耐震を有すると言ったらいいのですか、有する構造のものについては20%という形で、では残り80%を耐震管にかえていくのがまず先行なのかなというふうに考えています。

(秋谷) そうすると、その見通しのお話でいうと、事業費を毎年どれくらいを見るかというのがわからないと、わかる、わからないといったら、それは将来的な料金収入の部分にはね返ってくるのだろうけれども、その見通しが立っていらっしゃいますよね、このビジョンを計画している中では、39年まで。

(建設部参事兼水道課長) ビジョンをつくったときにそこ……

(財政収支のところの声あり)

(建設部参事兼水道課長) そうです。財政収支出していますので、その 中で環境についてはおおむね幾らぐらいという数字は出ております。

(秋谷) それで、耐震性のある環境の39年度までの見通しが一番最初に質問したときに、例えばことしにしてもプラスで事業が経過していくのであれば、管の布設替えというのは大体計画どおりにいけるという見積もりになるではないですか、事業的にいいわけだから。それでいうと、39年度ぐらいの目標値がどれくらい、何キロぐらいでその20%が何十%ぐらいまでいけそうだという見通しが立っているのでしょう。

(建設部参事兼水道課長)何%に持っていきたいというような、大変申 しわけありません、出ていないです。

(秋谷) あと、では話を別のところにちょっと持っていきますが、どこかであった説明でもう石綿セメント管の部分は残り1,400というお話だったと思うのですけれども、前々からお答えいただいている中でそれはもう今後は追っかけない流れでしたか。 具体的にもう短いところが点在しているような状況だったようなご説明だったかな。その対応をどのようにするのかちょっとお伺いしたいのだけれども。

(建設部参事兼水道課長) 石綿管が今残っているところは、事業の進捗

ありますけれども、北新宿のまず事業地内、それとあと上尾道路に接続する道路であったりとか、あとは県道部分で舗装の本復旧をされたところ、そこについては本復旧から3年は手をつけないでくれというのが県のほうから来ておりますので、そういったところが残っております。石綿のほうは、他事業に合わせて当然やっていきます。また、県道部分についてもそういった3年の縛りがなくなれば、順次やっていく予定でおります。

(秋谷) そうすると、石綿の部分、今までやってきた部分というのも当然耐震性のあるものにかわっているわけですものね。もうちょっと自分のイメージだと、先ほど土壌まで含めて20%耐震性が保たれているというようなお話があったけれども、もっと実際は進んでいるイメージなのです。何か私の感覚的なものが変なのかな。えらい長い間石綿管の布設替えをやっていたではないですか。その部分をずっと耐震性を持たせてやっていたら、20%どころではないだろうなと思って、鴻巣市内だってよっぽどやりましたものね。そのあたりからくりが何かあるのですか、トリックというか。

(建設部参事兼水道課長)耐震性確かにやってきておりまして、例えば塩化ビニル管で耐衝撃性のものを使っているというのとかでも場所場で、今布設替えをやっているのは塩化ビニル管の、75ミリ以下でしたら塩化ビニル管使っているのですけれども、塩化ビニル管の中でもパイプを飲ませるのですけれども、飲み口が長いタイプを今使っているのですけれども、以前は耐衝撃性の塩化ビニル管は使っているのですけれども、長い飲み口ではないのです。それって当時出ていなかったというのも当然あるのですけれども、そういったものは逆に土壌が悪いところなんかでは耐震を有しない部類に入ってしまうというのもあるので、実際には石綿管は鋳鉄管なり塩化ビニル管には取りかえてきておりますけれども、中にはそういった飲み口の、通常のものと長いものというのですか、通常のものだと耐震性を有しない。なおかつ土壌の関係ではだめだよという省かれてしまうものもありますので、石綿の布設替えはやりましたけれども、実際は石綿を違う管種に布設替えしたのであってという扱い

になってしまいます。

り)

(ちょっと考えを整理して、どうぞの声あ

(頓所)前任者とかぶるところあるかもしれないのですけれども、市の場合には公共施設等管理計画みたいなのがあって、順次その計画に沿って公共施設の建てかえだったり、統合だったり進めていくわけですよね。この水道事業の、先ほど布設管工事の建てかえというの、何なの。

(布設替えの声あり)

(頓所)交換工事とか、そういういろいろな水道管のこれからの計画だ とかいうのは今年度立てるのですか。立てられているのですか。

(建設部参事兼水道課長)浄水場施設、浄水場ですとか、浄水場の中の施設というものについては平成28年に更新計画ができております。管路につきましては、前年度、29年度に吹上、川里地域、今年度鴻巣地域をつくって、3地域をまとめたものも合わせて一緒にして今年度鴻巣市全体の管路の更新計画ができます。

(頓所) それは何年。公共施設だと結構40年とすごく長い期間なのですけれども、この更新計画は何年間ぐらいの計画なのですか。

(建設部参事兼水道課長)管路の耐用年数が38から40年なのです。ただ、30年から40年で更新をすると莫大なお金になってしまうので、それを60年から80年ぐらいでやるようになるのかなと思って。一応は耐用年数40年の1.5倍の60年で考えたときに、どのくらいかかるのかというのを今算出しています。浄水場施設につきましては、電気設備であるとか、建物であるとか、それぞれ年数が違いますので、まずは耐震診断が終わっているものでこれからもやるものも当然あるのですが、1次診断でNGが出たものについて2次診断かけて耐震をするか、また1次診断の時点でもうだめだという判断が出ているものについては、順次やっていくという形で進めています。

(頓所) わかりました。

続いて、14ページの損益計算書のところでお伺いしたいのですけれども、営業収益、営業外収益がこれプラスの部分で、営業費用と営業外費用で

これが支出の部分というふうに考えると、この経常利益というのが今年 度のプラスということですよね。

(はいの声あり)

(頓所)すると、1億9,306万4,000円余ったというか、プラス、収益が出たということなのですけれども、今回条例改正もありましたけれども、消費税が上がるから、108から110円になると。消費税で上がるのは、プラスになるのはわかるのですけれども、例えばこれだけプラスになっているからというのはあれですけれども、結構収益が出ている中で水道料金が適切なのか、適切なのかという表現あれなのですけれども、安いほうが皆さんうれしいと思うのですけれども、鴻巣市がこういうこれだけ利益が出ている中で、適正な水道料金というのはちょっとどうなのかわからないのですけれども、安くなるということは考えられるのですから、(建設部参事兼水道課長)純利益の話になるかと思うのですけれども、統利益は結局出ても、これってあくまでも3条予算の収益的収支のほうであって、このお金って4条、要するに建設改良のほうの結局補填財源という形で使うのです。

(補填財源の声あり)

(建設部参事兼水道課長)はい。1ページ目のところの第4条のところに、資本的収入及び支出のところで純利益はここでは出るのですけれども、結局のところここで消費税の調整額ですとか、減債積み立て、建設改良留保資金だとかという、こういったものを補填財源として4条予算の建設改良費のほうの収入よりも当然支出が多くなってしまいますので、ではその分をどうやって補填するかというと、ここにある消費のの調整額とか、そこになおかつ純利益のほうも当て込むわけなのですけれるが出ているから、料金下げられないかというところなのですけれども、実際のところ、たまたま純利益が出ているというふうに思っております。今後はやはりだんだん、だんもっと圧縮されてきて、先ほどます。今後はやはりだんだん、だんだんもっと圧縮されてきてよります。ただ、先ほど秋谷委員さんのほうもおっしゃっておりましたけれども、思ったより今い、状態が続いてきておりますので、その辺はやはり収支バランス見な

がら、またビジョンのほうの収支計画なり、そういったものを見直ししながらどこまで、事業を当然圧縮しつつ、また料金の値上げ時期というのをおくらせながら事業をやっていければいいかなというのは、毎年毎年ある程度決算の数値が出た時点で固めていきながら進めていければなというふうに思っています。

(頓所) そうすると、今後の更新計画も踏まえて考えていくと、数字的にこれだけ見てしまうとこれだけ利益が出ているからって、市民の方が出ているから、安くしてよなんて言われたときに、今後更新計画もあるし、例えば基金とか、そういうところでこの数字を見えにくくする、表現悪いのですけれども、そういった形というのどうなのかなとちょっと思ったのですけれども、基金に組み入れて、そしてここの純利益がもうちょっと積立金みたいな形のもので、こっちの更新計画に今度使っていくような形にすると純利益が少し減るというか、低く見られるのかなとちょっと思ったのですけれども、その辺はどうなのですか。

(建設部参事兼水道課長)確かに純利益だけが目立ってしまうというところはあるのですけれども、実際のところ収益の中には現金として入ってこないもの、例えば受贈財産の評価額であったり、そういったものというのは実際のところ現金では入ってこない帳簿上のお金になってしまうのです。なので、ここのところで31年度に6,800万ぐらいの今純利益というのを見込んでおりますけれども、その中の例えば収入でいえば受贈財産評価額って2,500万からあるわけなのです。そうすると、6,800万、要するに4,300万ぐらいにしかならない。

なおかつ、ここで言っているところの先ほどの14ページで本来水道事業って営業収益と営業費用で、そこで本来はプラスが出なくてはいけない事業なのです。この31年度に、これ30年度の数字なのですけれども、31年度の例えば予算であれば営業収益に対して営業費用が、営業収益の合計が21億228万に対して、営業費用って20億5,000万ぐらいなのです。本来はこの営業収益と営業費用で、給水収益がいっぱいあれば本当はここはプラスになるわけ。やっぱり水道事業って本来ここがプラスというのが一番いいわけで、営業外費用って変な話、余計なと言ってはなんなので

すけれども、余計な収入という、ちょっと表現が悪いのですけれども、 どちらかというとそういう収入になってくるのです。だから、この営業 収益と営業費用のところでいかに水道事業が健全とは言わないですけれ ども、ちゃんと賄えているのかなというのが本来はここで見るべきもの なのです。

ところが、営業外費用で加入金で9,800万ありますというのがあるので、かなり、また長期前受け金で1億3,000万か、ありますというのがプラスの要因ということになっておりますから、特に長期前受け金というのは現金で入ってくるというお金、帳簿上のお金にすぎないものですから、実際には目に見えないお金というのですか、現金の出し入れはないというお金になりますので、その辺は実際に、では説明しろという、大変市民の方にそれを説明するというのは難しい話なので、ご理解はいただけないのかなというふうには思いますけれども、本来はやはり純利益が出ていたとしても、それは建設改良のほうの補填財源として使いますのでという話になってしまうわけです。申しわけありません。

(橋本)では、1点だけ。いつも聞いているのですけれども、23ページの県水受水費、これは当然来年度は東口もオープンして、またうるう年と言っていましたっけ。これはふえている、県水受水費がふえる予想で出して立てているのでしょうか。

(建設部参事兼水道課長)県水受水費につきましては、今年度、30年度 と予定は同じ予定量を受水することで申請しています。

(橋本)特にふえても、これ基本的にはもっと減らしたほうが市としてはよろしいのだと思うのですけれども、こういうのをやっぱり減らすことはできないのですよね、確認ですけれども。

(建設部参事兼水道課長)実際のところ減らせないということはないと 思います。ただ、どこの事業体も多分今総配水量が伸びていない中で県 水の量が一定だと、総配水量に占める県水の割合というのはどんどんふ えますから、どこも一定に抑えたい。では、総配水量が下がっているの であれば、県水も並行して下げたいというふうにはどこも思っていると 思うのですけれども、それがどこの事業体も全部やろうとすると、今度 はこの単価にはね返ってくる。県としては、一定のある程度その収益があり、施設にかかる維持管理費ですとか、そういったものがかかるわけですから、我々受水団体が下げようとすると、ではその分受水単価を上げますということも起きるかと思います。ただ、少しずつ減らせるか減らせないかといったら、減らすことは可能だと思いますので、県のほうともその辺はちょっと今調整はしているところなのですけれども、できれば総配水量に占める割合で受水量をさせていただけないですかという調整は毎年させていただいております。

(橋本) そういう調整をしていった結果、昨年と同じだということなのですね。うちは、地域的に馬室のほうは全て県受水だと思うのですけれども、やっぱり人形町とか吹上とか井戸水を、地下水を使っているほうが水がおいしいというふうに前聞いたことがあるのですけれども、でも水道料金って同じですよね。解せないときがあるのですが、これは馬室のほうも地下水とかのほうを使うことは絶対できないのでしたよね。

(建設部参事兼水道課長)馬室浄水場が県水100な浄水場なものですから、そこに井戸というのはちょっと厳しいです。

(橋本)わかりました。

あと25ページの上の委託料の配水及び給水管維持管理業務委託料ですが、漏水の、これは確認です。確認というか、これはやっぱりこのくらいの、これ3,000万ですよね。このくらいの費用がかかるものなの。

(建設部参事兼水道課長)これ1年365日の基本的には24時間なのです。 計算して、一応単価とかは維持管理の歩掛かりとかありますので、単価は県の単価とかを使って積算した中で設計上は、設計額ってもっと高いのですけれども、それから請負で長期継続でやるので、このお値段になります。

(橋本) これを漏水しているか、していないかというのの管理で、そういう意味なの。違いましたか。

(建設部参事兼水道課長)市民の方とか、例えば我々職員もそうなのですけれども、漏水していますよなり連絡をいただいて、それを現地行って確認して、仮に漏水していれば業者さんの手配、それとまた工事やっ

て、それに伴ってこういう工事をやりました、こういう材料をやりましたという報告書、そういったものを上げるという、そういう一連の流れを全部やっていただいています。

(橋本)個々の家、多分うちにもたまに漏水の可能性がありますという のは入っています。あれのそこまでということですね。中の家は、個人 的にやるということですよね。

(建設部参事兼水道課長)恐らく委員さんの今のお話は、もしかしたら検針員さんなのかもしれない。検針のときに検針票と一緒に、いや、もしかしたら中で漏水していますというのがご連絡が行っているのかもしれないのですけれども、それは同じ25ページの4目の業務費の中の委託料の一番上の水道料金等徴収業務委託料、ここのところで検針業務、これ検針業務とかなのですけれども、この中の業務の中にお客様のお宅は漏水しているかもしれないですというのを検針票と一緒に出すのがここの業務なのです。こちらの配水及び給水管というのは、先ほど委員さんおっしゃいましたけれども、メーター器の手前までの確認なり工事というのをやるのがこの業務委託になります。

(橋本) 同じその下の配水管洗浄作業業務委託料、これ濁り水というのですか、これは結構毎年あるものなのですか。

(建設部参事兼水道課長)ご説明させていただいたとおり、26年からやっております。最初吹上地域から始めまして、吹上地域がもうローテーションで2回目に入ってきているのですけれども、2回目、4年ぐらい前にやったところでもやはりもうそれなりに水あかというのですか、出ています。今年度、30年度につきましては鴻巣地域、また川里地域についてもやらせていただいております。

(橋本) そうすると、毎年5,000万近くにかかってしまうということなのでしょうか。

(建設部参事兼水道課長) 一応 4 年 1 回周期で今考えておりまして、今年度については川里地域をやっているので、鴻巣、吹上にプラス川里が入ってきているので、こうなるともうちょっと高いかなと思いましたけれども、来年度からは大体このくらいのお値段でいくと思います。

(橋本)水道事業にいろんなお金がかかるのだなと思いましたけれども、同じ25ページの業務費のほうの、4目業務費でしたっけ、委託料の開閉栓業務委託料、1,200万、これもこんなにあれですか、毎年。閉めたりあけたりすることですよね。そういうような戸数があるのでしょうか。

(建設部参事兼水道課長)基本的にはお客様からご連絡いただいて、お休みの日だとかも、普通の日もそうなのですけれども、開栓に行ってあけ閉めをやるというところで、平均して大体このくらいのお値段やっているというところで予算は平均でとっています。

(橋本) これ1軒幾らになるのですか。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時36分)

 \Diamond

(開議 午後3時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(建設部参事兼水道課長) ちょっと手持ちに資料がないので、後ほど回答させていただきます。

(橋本) わかりました。

以上でいいです。

(秋谷)幾つか委託業務がある中で、例えば今橋本委員がちょっと前に出た配水管洗浄あるではないですか。うちの近所を昨年かな、夜中にやるのですよね。夜中の12時過ぎぐらいから始めたかな、明け方まで。あれって今昼間人口のことを考えたら、夜よりも昼間のほうが当然委託料安いですよね。各家庭に、昼だろうと夜だろうとこの時間は配水管洗浄やりますとこの案内が流れるのだから、昼間のほうが委託費下がるのではないのでしょうか。

(建設部参事兼水道課長)委員さんおっしゃるとおり、昼間のほうがお安いかなというふうには思います。ただ、とめられないお宅があったりとか、あとは強制的に水濁らせるので、一定のスパン濁らせて、そこに例えばお店とかがなくて大丈夫かというと、その先のお宅、そこまで影

響が出る可能性があるのです。なので、管洗浄やる場合にはそういった影響も考えて夜間の11時から翌朝の5時までということで周知させていただいてやっております。断水できる、できないも当然そうなのですけれども、濁った場合に例えば店舗であるとか、工場であるとか濁った水がそちらへ入ってしまったときの補償ですとか、そういったものがあるので、夜間使わない時間帯を選ばせていただいてやっています。なので、例えばお店とかがある場合には、仮にお水を夜間終わった後にやらせてください、やりますというような周知をさせていただいてやっているというのが現状です。

(秋谷)では、しようがないのかな。

あと先ほど休憩のときにちょっとお伺いしましたけれども、16、7、8 絡みの話。県水の料金、現状が立方当たり61.78円が、これが税抜き。今 年度予算で10月以降の部分も手当てされてこの金額なのでしょうか。6 億410万円という計算でいいのかな。

(建設部参事兼水道課長) おっしゃるとおり、6カ月、半分8%で、6カ月は10%で見ております。

(秋谷)でも、さっき休憩しながら聞いていて、おかしいよねという話をしたと思うのだけれども、我々が使わせてもらってお金払うのは11月30日までの経過措置で8%、最初の10月1日越えて11月30日の間の初めての料金収入のところまでは、要は10月1日越えていても8%の経過措置を引いたのに、県のほうも10月1日から10%を取るというではないですか。何かおかしいですよね。部長何とか県に言ったほうがいいのではないですか。

(ちょっと休憩お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時42分)

(開議 午後3時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(建設部参事兼水道課長) 市のほうの水道料金は、2カ月に1回の検針

後請求という形でやっておりますので、10月1日をまたいだ形というのはどうしても出てきてしまいます。ただ、県水のほうは毎月もう必ず9月30日、10月31日というふうに月末でしっかり締められるので、経過措置というのがないのです。ぴったり例えば10月1日の午前零時でどのくらい使ったという数字を出せるので、きっちり分けられるのです。

(秋谷) おっしゃっていることはよくわかるのですけれども、要は市町村がそうやって直接住民の方々に対してやっているのだから、県だって本来バックアップしてもらわなければ困るではない。 県民税だってみんな入るわけでしょう。 直接市民の方々に水を売っているわけではないけれども、我々が県水をちゃんと利用した上でそういうお金の流れをつくっているのだから、県のほうだって配慮してもらわないと困らない。私なんか思ってしまうのだけれども、部長。困りませんか。

(建設部長)ただいまの消費税の考え方のご質問でございますけれども、国税庁の消費税室から出ているこの経過措置の取り扱いなどを見ますと、やはりきっちりそういった10月1日に分けられないものは2カ月でうちのほうみたいに検針しているとか、そういったものは8%の部分が残るのは仕方がないけれども、きっちり分けられるものはやはり分けて請求するのが取り扱いという考え方のようですので、これについては仕方がないのかなというふうに考えます。

以上です。

(秋谷) その事情はよくわかる。でも、市の水道事業を結果的にある部分、ある期間だけいじめているよね。それについて何か思うところないですか、何か思うところが。ない。なければいいです。

(委員長) 答弁はいいですね。

ほかに質疑ありますか。

(なし)

(委員長)では、質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第35号 平成31年度鴻巣市水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付 託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(道路課長)115ページのゾーン30整備事業の中で、今年度事業ということでひばり野1丁目中央地内を予定しているということで言ったのですが、平成31年度で訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ご了承願います。字句その他につきましては委員長に一任願 います。

(建設部参事兼水道課長) 先ほど橋本委員さんのほうから水道の開閉栓の委託料につきましてのご質問がございました。それにつきまして、ご答弁させていただきます。

通常の開栓、閉栓業務につきましては1軒当たり750円。メーターキー、メーターボックスの中のバルブのあけ閉めにつきましては1軒当たり750円。それと止水栓、その前のもとのバルブになります。これにつきましては1軒当たり2,010円。それとそのほかに現地での料金の精算が2,050円。そのほかにあと時間外の業務というか、作業もございまして、そちらにつきましては1軒当たり1,170円。それと止水栓のあけ閉めにつきましては、時間外ですと2,250円。そのほかに量水器の取りつけ、メー

ターキーを外してきている場合と外してきていない場合があるのですけれども、メーターキーを外してあった場合に開栓するといった場合には 1 軒当たり13ミリで2,230円、20ミリで2,460円、25ミリで3,070円となっております。

以上です。

(委員長)本日の審査はこの程度にとどめ散会といたします。あすは、 午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後4時46分)